

官報

号外
令和二年六月十七日

○第二百一回 参議院會議録第二十五号

令和二年六月十七日(水曜日)

午後三時一分開議

○議事日程 第二十六号

令和二年六月十七日

午前十一時三十分開議

第一 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百九十八回国会内閣提出、第二百一回国会衆議院送付)

第二 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第百九十八回国会内閣提出、第二百一回国会衆議院送付)

第三 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

第四 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

第五 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

第六 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第七まで

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願外百七十七件の請願

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第二 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(いずれも第百九十八回国会内閣提出、第二百一回国会衆議院送付)

日程第三 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

日程第四 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第五 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上五件を一括して議題といたします。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外四件

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長中川雅治さん。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(中川雅治君登壇、拍手)

○中川雅治君 ただいま議題となりました平成三十年度予備費二件及び平成三十年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平成三十年度予備費二件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用について国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、河川等災害復旧事業等に必要経費、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要経費、訟務費の不足を補うために必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら二件を一括して議題とし、まず、財務大臣から説明を聴取した後、質疑は決算外二件と一括して行いました。

次に、平成三十年度決算外二件は、昨年十二月二日の本会議において財務大臣から概要の報告を聴取いたしておりますので、その内容につきましては、これを省略させていただきます。

委員会におきましては、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを精査するとともに、政府施策の全般について国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるとの観点に立って審査を行ってまいりました。

まず、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑を行った後、四回の省庁別審査など、合計七回の審査を行い、今後の財政健全化目標の考

え方、新型コロナウイルス感染症対策の在り方、保育士の処遇改善等加算による確実な賃金改善、政府開発援助の効果発現に向けた取組など、行財政全般について熱心な論議が交わされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

六月十五日、質疑を終局し、委員長より、平成三十年度決算について本会議で議決すべき議決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

果を本院に報告すべきである。

1 総務省が多額の国費を投じて整備した政府共通プラットフォームのセキュアゾーンについて、その整備に際し、需要の把握や各府省との調整等が十分に行われなかったことから、平成二十九年四月の運用開始以降、本来の目的での利用が全くなされないまま、三十年度末に廃止されたことは、遺憾である。

政府は、政府共通プラットフォームの整備に当たって需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするとともに、政府全体のITガバナンス体制を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

2 内閣府の企業主導型保育事業において、保育施設の整備に当たり、事業者が工事費用の水増しなどした虚偽の内容の事業完了報告書を事業実施機関に提出し、同機関における審査が不十分であったことから、助成金が過大に交付された事態、また、会計検査院が二百十三施設を抽出し検査したところ、平成三十年十月時点において開設後一年以上経過した企業主導型保育施設百七十三施設のうち、七十二施設において定員充足率が五割未

満であるなど、利用状況が低調となっていた事態等が明らかとなったことは、遺憾である。

政府は、企業主導型保育事業の事業実施機関における審査や指導、監査を改善するなど、助成金の過大交付の再発防止に努めるとともに、利用者のニーズに応えた保育事業となるよう、事業の見直しや改善に継続的に取り組むべきである。

3 東京高等検察庁の前検事長については、令和二年一月、国家公務員法における勤務延長規定の検察官への適用について、従来の解釈を変更し、勤務延長の閣議決定がなされた。同年五月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令中に賭けマージャンを複数回行っていたことが明らかになり、訓告処分を受けた上で辞職した。本件により、検察に対する国民の信頼が損なわれたことは、極めて遺憾である。

政府は、従来の解釈変更や検察庁法改正案の経緯の説明に努めるとともに、検察に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。

4 資源エネルギー庁において、関西電力株式会社に対する業務改善命令に係る手続の不備を隠すために、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を実施した日付が実際の日付と異なる不適切な公文書が作成されたことは、遺憾である。

政府は、公文書管理に関して真摯な反省が求められているさなかに、このような事態が生じたことを重く受け止め、平成二十八年年度決算に関する警告決議を踏まえて講じた適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革の措置

がいまだ十分でないことを肝に銘じて、再発防止に万全を期すべきである。

5 防衛省が米国政府との間で行う有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について、調達額が平成二十五年度から二十九年度にかけて三倍以上に増加している中で、契約管理費の減免を受けるための協定等の締結に係る本格的な検討が行われていなかったこと、また、前払金を支払ったにもかかわらず、出荷予定時期を経過しても納入が完了せず、出荷予定時期を経過しても納入が完了せず、未精算となっていたものが二十九年度末時点で八十五件、三百四十九億円に上るなど、改善すべき課題が山積していることは、遺憾である。

政府は、FMS調達に係る調達額を抑制するため、契約管理費の減免制度の利用を含めあらゆる可能性を検討するとともに、未納入が続くと各部隊の運用に支障を来しかねないことを念頭に、全ての未納入及び未精算のケースについて履行状況を継続的に把握し、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めるべきである。

以上が議決案の内容であります。

また、議決案と併せて、委員長より十四項目から成る内閣に対する措置要求決議案を提出いたしました。

討論の後、採決の結果、まず、平成三十年度一般会計予備費(その1)については全会一致をもって、一般会計予備費(その2)については多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。次に、平成三十年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提出案のとおり警告すべきものと議決されました。また、措置要求決議案は全会一致

をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで、平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

なお、同日、国会法第一百五十五条の規定に基づき、会計検査院に対し、検査要請を行うことを決定いたしました。

検査項目は、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策の実施状況等について及び農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等についてであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。浜口誠さん。

(浜口誠君登壇、拍手)

○浜口誠君 国民民主党、浜口誠です。

立憲・国民、新緑風会・社民共同会派を代表して、ただいま議題となりました平成三十年度決算外二件の是認に反対、内閣に対する警告決議案に賛成の立場から討論を行います。

新型感染症拡大による緊急事態宣言は、五月二十五日に全面解除になりました。今後、日本は、新感染症拡大の第二波、第三波が来ると言われる中で、感染拡大をコントロールしながら社会経済活動との両立を図ることが求められています。次なる備えとして大切なことは二点あると考えます。

一点目は、これまでの施策を検証し、第一波の経験や教訓を第二波の対策に生かしていくことです。

PCR等の検査体制強化、病床の確保など医療体制の検証、マスクやガウン、人工呼吸器などの確保、治療薬、ワクチンなどの開発支援、学校一斉休業の検証と子供たちの学ぶ権利の保障、雇用調整助成金の改善、非正規、フリーランスを含む多様な労働者の雇用確保、企業の事業継続支援、新型インフルエンザ等対策特措法の課題への対応など、やるべきことは山積しています。

国会の責務を果たすため、閉会中であっても予算委員会を始め各委員会の閉会中審査を行い、国会で議論し、スピーディーに対策を講じていかなければなりません。

二点目は、ウィズコロナ、アフターコロナの日本社会の在り方を議論していくことが必要です。

コロナウイルスとの闘いは長期化をし、感染終息後も元の社会には戻れないとも言われています。日本はどのような社会を目指すのか、サブライチエーションの在り方やグローバル化の検証も必要です。品不足となり、価格が高騰したマスクは約八割が輸入に頼っていた事実、日本で生産すべきものを戦略的に再検証することが必要です。食料の自給率は三七%でいいのか、エネルギーの確保は今の考え方のままでいいのか、様々な分野での議論、検証が不可欠です。

また、国と地方との在り方も問われています。緊急事態宣言時においては、全国の知事の役割が非常に重視されました。また、都市部での感染集中により都市のリスクが浮き彫りとなり、地方回帰も注目されています。地方に権限と財源を渡していく地域主権の議論も不可欠です。

企業のテレワークや学校のオンライン授業の拡大、官民で印鑑を押す社会を変えるデジタル政府・社会の推進も待ったなしの課題です。ウィズコロナ、アフターコロナの日本社会のありようを

先手先手で議論し、経済や社会の進化に向けて必要な改革は大胆に実行していかなければなりません。

それでは、以下、平成三十年度決算に反対する理由を述べさせていただきます。

第一の理由は、財政健全化が先送りされている点です。

平成三十年度末の国、地方合わせた長期債務残高は一千九百五十兆円、対GDP比二〇〇％となっています。平成三十年度決算におけるプライマリ・バランスはマイナス十・四兆円程度であり、前年度より〇・五兆円悪化して改善の兆しはありません。今年一月に内閣府が公表した中長期の経済財政に関する試算では、プライマリ・バランスの黒字化は目標より二年遅れの二〇二七年度と試算されています。

また、今年度は新型感染症対策として第一次、第二次補正予算が組まれ、その財源は当初予算分と合わせて約九十兆円の国債で賄われることとなり、財政健全化は更に厳しい状況です。緊急事態対応としてやむを得ない面はありますが、次世代への責任を果たすためにも財政健全化の旗を下ろすわけにはいきません。

OECD加盟国では、財政健全化を図る観点から、近年、独立財政機関を設立する動きが相次ぎました。日本においても、連合、経済同友会からも独立財政機関の設置を求める提言も出されており、昨年の通常国会では、国民民主党は、経済財政等将来推計委員会設置法案を提出をいたしました。財政健全化の道筋が描けていない今だからこそ、国会として行政監視機能を強化し、独自に経済財政、社会保障の将来展望などを検証する独立財政機関を日本に設けることを提案します。

第二の理由は、平成三十年度決算検査報告にお

いて三百三十五件、総額約一千二億円のにも上る不適切な対応や改善の指摘を受けた点です。

一例を挙げると、米国からの有償援助、いわゆるFMS調達においては、平成二十九年度末で出荷予定を過ぎても精算を終えていないのは何と六百五十三件、約一千四百十七億円、うち未納分は八十五件、三百四十九億円となっています。中には十年以上も精算が完了していないものもあります。民間企業感覚ではあり得ません。耳を疑うばかりです。FMS調達に関しては、過去の検査報告において六回も様々な指摘を受けてきたにもかかわらず、改善は不十分です。原点に立ち返って、根本的な議論を行うことが必要です。

また、総務省が、先ほど委員長報告がありましたが、約十九億円投資し、平成二十九年四月から運用を始めた政府共通プラットフォーム上の情報セキュリティ水準の高い環境であるセキュアゾーンが、各省庁に利用されることなく、平成三十年度末に廃止となりました。各省庁間の調整不足により、約十九億円もの税金が無駄遣いされた典型例です。

いまだ一度、三百三十五件の会計検査院からの指摘を踏まえ、国民の皆さんに納めていただいた税金の重みを真摯に受け止め、一円たりとも無駄にしないことを政府に強く求めます。

第三の理由は、平成三十年度第二次補正予算で、財政法第二十九条に基づく緊要性のない予算が組み込まれている点です。

本来は本予算で計上すべき内容にもかかわらず、第二次補正予算において、公共事業、PPP等関連経費、防衛関係費が大幅に積み増しされました。安倍内閣においては、当初予算では織り込めない予算を、議論のハードルが下がる補正予算編成時に計上するという手法が常態化していると

言わざるを得ません。挙げ句の果てに、本年度第二次補正予算の予備費十兆円につながつていきます。十兆円の使途については、国会として精査が不可欠です。

有識者からも、補正予算での予算の計上はシーリングの対象にならないこと、予算の全体像を見えにくくするなど財政管理運営上の抜け穴になり、財政規律の観点からも懸念が示されています。今後も、緊急時以外の補正予算については、財政法に基づき、緊要性や必要性を精査して慎重に判断していくことを政府に強く求めます。

警告決議については、資源エネルギー庁の不適切な公文書作成、検察庁法改正案の経緯や前検事長の賭けマージャン辞職による検察の信頼回復を始め五件について、政府に猛省と対策を強く求めた上で賛成します。

最後に、今国会や新型コロナウイルス対策を振り返り、安倍総理は、政治への信頼は高まったと思われませんか。日本を含む二十三か国・地域の人々を対象にそれぞれの指導者の新型コロナウイルス対応の評価を尋ねた国際比較調査で、日本は政治、経済、地域社会、メディアの全てで最下位です。国民は厳しく評価しています。

さらに、突然のイージス・アショア配備計画停止、桜を見る会の疑問への不十分な説明、森友問題の公文書改ざんの経緯の再調査拒否、賭けマージャンで辞職した前検事長をめぐる前代未聞の甘い処分など、市民感覚からずれてしまっている政府の対応に、国民の政治への信頼は地に落ちたと言わざるを得ません。

しかしながら、危機のときこそ政治はその本分を果たしていかなければなりません。立法院に身を置く私たちがその信念を共有し、今後の国会において、国民の皆さんから政治は必要だ、重要だ

と心から言っていただけのように、与野党を超えて日本でも暮らす皆さんのために取り組んでいくことを訴え、討論を終わります。

（拍手）

○議長（山東昭子君） 柴田巧さん。

（柴田巧君登壇、拍手）

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、党を代表して、平成三十年度決算の是認に反対、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書の是認に反対、一方、平成三十年度一般会計予備費二件、内閣に対する警告決議案には賛成の立場で討論いたします。

決算等に反対する第一の理由は、税金の無駄遣いや不適切な会計処理が一向に後を絶たない点であります。

会計検査院の平成三十年度決算検査報告によれば、税金の使い方等に問題があると指摘されたのは三百三十五件、計一千二億円に上り、件数は十五年ぶりの低水準でしたが、金額は依然として一千億円を超えました。

厳しい財政が続く中、税金の無駄遣いが改められないのは極めて遺憾です。これまでに繰り返し指摘を受けながら、相も変わらず事前の見積りや事後チェックが甘いために、国費の不適切な支出や国有財産の散漫な管理を許していることは到底看過できません。

国民の皆さんが汗水流して納めた税金です。この実態をどう受け止めているのですか。人の財布だからとたかをくくっているのではないですか。これにメスを入れるべき行政のトップたる総理大臣の指導力も残念ながらうかがえません。

反対理由の二点目は、災害対策事業がずさんなことです。

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外四件

四

平成三十年度決算について会計検査院が災害対策事業を重点的に検査した結果、幾つもの無駄や問題点が明らかになりました。

例えば、高速道路管理事務所等の非常用自家発電施設の約二割がハザードマップの浸水想定区域にある事務所に設置されていたほか、防災重点ため池等を約一万か所調べたところ、約四割で危険性の判定が不十分でした。さらには、ダム等の操作監視等に係る重要設備が置かれた管理施設の耐震性が十分に確保されていないなど、枚挙にいとまがありません。

近年は、台風や豪雨、地震など甚大な被害をもたらす自然災害が頻発し、国民生活が脅かされています。このため、防災・減災関係予算は増える傾向にあり、ややもすれば防災・減災関連というだけで容易に予算が獲得できる空気が漂っています。

無論、災害対策は重要ですが、多額の税金を投じながら、さしたる効果を生み出さないばかりか、建設した防災施設の耐震性がながいにされている実態にはあきれるばかりです。いざというときに役に立たないならば、国民の生命、身体、財産を守ることなど望むらくもありません。真にこの国の防災・減災に資する予算、事業が適正に執行されているのか厳しく点検することは不可欠です。

第三の理由は、独立行政法人等において、使用が見込まれない多額の余裕資金が手元で寝かされていることです。

今回の会計検査院の検査報告によれば、案件別の指摘金額で最大なのは、経済産業省所管の独法、中小企業基盤整備機構が保有する第二種信用基金における二百二億円の余裕資金でした。また、農林水産省所管の農林漁業信用基金では政府

出資金を原資とする貸付金が八十八億円過大であることや、国土交通省所管の都市再生機構の子会社が十九億円を余裕資金として有していることが指摘されました。

必要もなく保有されている資金は速やかに国庫に納付すべきです。これだけ眠らせている資金があれば、教育の無償化等、本来推し進めるべき施策を手厚くすることが出来ます。同じような事態が生じないよう、政府全体で独法等に余裕資金がないか徹底的に洗い出し、国の出資金等の規模を見直す体制を整備すべきです。

第四の理由は、官民ファンドの投資実績が低調で大きな累積損失が生じていることです。

民間が担いにくいリスクマネーを供給し、民間投資を喚起することを目的とする官民ファンドは平成三十年度末時点で十三あり、政府からの出資額九千百八十億円、民間からの出資額三千四百八十六億円、このほかに約三兆円の政府保証が付されています。

しかし、農水省が所管する農林漁業成長産業化支援機構、A F I V Eや経産省所管のクールジャパン機構等の一部のファンドについては、投資実績が乏しく累積損失を生み、平成三十年度末で三百二十三億円の大赤字となっています。

官民ファンドへの主な資金源は財務省所管の産業投資資金で、国が持つN T T株やJ T株の配当を元手に年一千億円から四千億円を産業投資に注いできました。その結果が累積損失の拡大です。官民ファンドの出資に当たっては、その必要性やガバナンスの確保について厳格に査定すべきです。

このうち、A F I V Eは、累積損失が令和元年度末時点で約百十億円にも達する見込みであり、廃止を前提に見直しが始まりました。原資は

国民の公的財産です。国民の負担を最小限に抑えるために、A F I V E以外の赤字ファンドも早期清算に向けた議論を加速させるとともに、官民ファンド全体の出口戦略を明確にすべきです。

第五の理由は、事業実施に当たり、需要把握や各府省との調整等が十分に行われていない事業が少なくないことです。最たる例が政府共通プラットフォームに整備されたセキユアゾーンです。総務省は、平成二十九年四月に、インターネットとのデータ交換等を完全に遮断した情報セキュリティ水準の高い環境を政府共通プラットフォームに整備し、運用を開始しました。ところが、セキユアゾーンの整備を選択するに当たり、取り扱う情報の重要度等に応じた対策の選択肢、各対策に対する需要の規模及び費用対効果の把握又は検討が十分に行われていなかったことが明らかになりました。

加えて、セキユアゾーンの整備に係る各府省との調整が不十分だったため、当該セキユアゾーンについて本来の目的での利用実績が全くないまま、平成三十年度末に廃止をされました。十八億円余りの国費を投じて整備したセキユアゾーンが日の目を見ずに終わりを迎えたことは、誠に遺憾であります。

こうした税金の浪費にストップを掛けるためにも、事業実施に当たり検討を重ね、かつ各府省との調整をしつかり行う、この当たり前のことを徹底させなければなりません。I Tガバナンスの根本的な機能強化も併せて進め、再発防止に努めるべきです。

最後に申し上げます。
税金の無駄遣いをやめ、真に必要な予算を確保するには、まず議員自らがその身を切る覚悟を示し、実践をすることです。

我が党が大阪で与党となった平成二十三年に、大阪府議会で議員定数を百九から八十八に削減する条例改正案を可決し、その本気度が理解されて以降、大阪府・市で抜本的かつ実のある行財政改革が断行されてきました。大阪市の借入れは七年間で約一兆三千億円が削減され、同時に教育の無償化が実現しました。

翻って、国では税金の無駄遣いに歯止めが掛からず、昨年には参議院で議員定数が六も増えました。反面、国民には消費増税で更なる痛みを強い

ていることは全く理にかないません。
隗より始めよです。参議院定数六増を受け、議員が歳費の一部を自主返納する立法措置がとられました。本議場には、その約束事さえ守らず、類かぶりを決め込んでいる議員が何人もいます。該当される方々は胸に手を当てて自身の取るべき行動を考えていただきたい。

日本維新の会は、今国会に参議院定数の一割削減や歳費の二割削減など身を切る改革関連十五法案を提出しました。

コロナ禍でやむを得ないとはいえ、国の財政事情は一層悪化しています。日本の未来に投資するためには、実質野放し状態にある税金の無駄遣いの是正を始め、行財政改革を足踏みすることなく進めていかなければなりません。そのスタートは、議員挙げての身を切る改革だと確信しています。

我が党が率先し、これに果敢に取り組んでいることをお誓いをし、私の討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)
○議長(山東昭子君) 岩淵友さん。

(岩淵友君登壇、拍手)

○岩淵友君 私は、日本共産党を代表し、二〇一八年度決算、国有財産増減及び現在額総計算書の

是認に反対、内閣に対する警告、国有財産無償貸付状況総計算書の是認に賛成の立場から討論を行います。

以下、主に二〇一八年度決算に反対の理由を述べます。

反対の理由の第一は、安倍政権によって財政への信頼が根本から損なわれているからです。

森友学園に国有地を不当に値引きし売却した問題で、安倍昭恵氏の関与を示した記述の削除など公文書の改ざんを強いられ、自殺に追い込まれた財務省近畿財務局職員の赤木俊夫さんの手記が公開されました。改ざんは佐川局長の指示だと断言し、野党議員からの追及を避けるために、原則として資料はできるだけ開示しないこと、開示するタイミングもできるだけ後送りするよう佐川氏が指示していたこと、会計検査院にも応接記録を始め法律相談の記録等の内部検討資料は一切示さないことなど本省からの指示があったとしており、国政調査権も会計検査院の調査も妨害していたことが明らかにされました。

佐川氏は不起訴処分となりましたが、我が党の辰巳孝太郎前参院議員が、一八年六月、国会で明らかにした文書で、この処分について、官邸も財務省に何度も巻きを入れていると、首相官邸が財務省を通じて検察に介入したことが問題になりました。当時の財務省事務次官は、賭けマージャンで訓告処分とされた黒川弘務前東京高検検事長です。

再調査を求めるネット署名は三十五万人分を超え、佐川氏の再度の証人喚問を求める署名は十三万人分を超えて集まりました。真実を知りたい、終わったことにさせてはならないと求める声に背を向けることは許されません。

安倍首相が、公的行事である桜を見る会に自ら

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

の後援会員らを多数招待した結果、参加者は膨れ上がり、二〇一八年の支出額は予算額の約三倍となつています。安倍政権は、公文書である招待者名簿は廃棄したと説明を拒み、なぜ悪徳商法を繰り返していたジャパンライフの会長が招待されていたのかなど、疑惑にまともには答えていません。さらに、今、持続化給付金をめぐって不透明な業務委託が問題になっていきます。再委託はこれまで何度も問題となり、会計検査院が、責任の所在が不明確になり適切な履行の確保が阻害されるおそれがあるとして警鐘を鳴らしてきました。事業者の命綱である給付金が一部の企業の食い物にされるようなことがあつてはなりません。これら疑惑の解明を強く求めます。

反対理由の第二は、政府は、国民に増税や社会保障の負担増を押し付ける一方で、大企業や富裕層への減税などの優遇措置を進めてきたからです。

二〇一八年の施政方針演説で、総理はアベノミクスで力強い経済成長が実現したと述べましたが、国民に景気回復の実感はありませんでした。安倍政権の下で、年金の削減や医療費窓口負担の引上げ、要支援者の介護サービスの保険給付外しなど、国民負担増と給付削減が続けられてきた上に、社会保障予算は、概算要求時に六千三百億円と見込まれた自然増を一千三百億円も圧縮しました。

新型コロナウイルスによる感染が広がる中で、診断・検査体制、医療提供体制の脆弱性が露呈しました。新型インフルエンザなどの流行を受け、二〇一〇年に厚生労働省の総括会議報告書でPCR検査体制の強化が必要だと結論付けられたにもかかわらず、安倍政権が国立感染症研究所、地方衛生研究所、保健所などの人員と予算を減らして

きたことが今、鋭く問われています。人員と予算を抜本的に強化し、早急に体制強化に取り組むよう強く求めます。

さらに、深刻化している医療機関、介護事業所への損失補填が待ったなしに求められています。労働者派遣法改定や非正規雇用の拡大、労働法の規制緩和が繰り返されてきた上、二〇一八年に強行された働き方改革一括法は、議論の出発点である労働時間のデータの捏造、隠蔽が発覚し、市民と野党の声に押されて、法案から裁量労働制を削除せざるを得ないという事態になりました。

しかし、その内容は、労働時間の規制を取り払う高度プロフェッショナル制度、過労死ラインを超える時間外労働を合法化する上限規制など、労働者の命を危険にさらすものです。その一方で、大企業の内部留保は四百兆円を超え、増え続けています。今こそ、長時間労働と過労死を根絶し、最低賃金の引上げに踏み出すべきです。

二〇一四年四月の消費税率八％への引上げ強行で消費の低迷が続いていたにもかかわらず、一九年十月の一〇％への引上げは、個人消費に大きな打撃を加え、新型コロナウイルスの影響が更に追い打ちを掛けています。ドイツなどでは消費税の減税に踏み出しました。日本も今こそ消費税の減税を断行するべきです。

反対理由の第三は、米国追従の姿勢をあらわにし、安保法制の下で軍事費が過去最大の五兆円を超えるなど、際限ない軍拡路線を進めてきたからです。

トランプ氏言いなりの米国製兵器の爆買いは、価格も納期も契約打ち切りも米国任せのFMSを進められ、その額は急増してきました。抜本的見直しが必要です。

一昨日、突如、河野防衛大臣は、秋田、山口両

平成三十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)外四件

県へのイージス・アショア配備計画について、コストと期間が掛かることを理由に停止を発表しました。イージス・アショアは、中期防衛力整備計画にも一八年度予算概算要求にも盛り込まれていませんでした。にもかかわらず、トランプ米大統領に米国製兵器の大量購入を迫られ、一七年十二月の閣議決定により一八年度予算に盛り込まれるという、極めて異例の経過でした。

住宅地に近接した場所への配備計画自体が無謀なものであり、地元住民は、プースター落下の危険性を当初から訴えてきました。こうした声を聞かず、基地内に落ちるので安全だとしてきた防衛省の説明の破綻は明らかです。地元への説明資料のデータの誤りなど、ずさんな実態にも怒りが広がり、配備反対を訴える地元自治体や住民の運動に押され、事実上の中止となりました。なぜこのような無謀でずさんな計画が進められてきたのか、その経緯と責任を明らかにするとともに、計画を撤回、断念するよう求めるものです。

民意に背き、莫大なコストと期間が掛かる辺野古新基地建設も直ちに中止すべきです。コロナで中断していた工事の再開を強行することは、さきの沖縄県議選で示された新基地建設反対の民意を踏みにじるものであり、許されません。軍事費を削って、新型コロナウイルス対策に回すべきだということを強く求めます。

原発再稼働や破綻した核燃料サイクルを推進するものとなっていることも大問題です。

東京電力福島第一原発事故から九年がたちますが、いまだに多くの方々が避難生活を強いられ、生活となりわいを取り戻すことができていません。気候危機に対応し、脱化石燃料、再生可能エネルギーの本格導入、原発ゼロ基本法案成立によるエネルギー政策の抜本的な転換を強く求めます。

私たち日本共産党は、市民と野党の共闘で安倍政治を終わらせ、命と暮らしが守られる政治の実現へ全力を尽くす決意を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。まず、日程第一の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承諾することに決しました。(拍手)

次に、日程第二の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本件は承諾することに決しました。(拍手)

日程第三の平成三十年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。

委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。(拍手)

次に、日程第四の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

次に、日程第五の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。安倍晋三内閣総理大臣。

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努

力を行つていくところでありますが、今般五項目にわたる御指摘を受けましたことは、誠に遺憾であります。

これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第六 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡代さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田名部匡代君登壇、拍手)

○田名部匡代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、無人航空機の登録制度を創設する意義、外国人等に対する登録制度の周知策、安全確保のために空港管理者が実施する措置等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本先に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第七 科学技術基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水落敏栄さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(水落敏栄君登壇、拍手)

○水落敏栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人に人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、イノベーション創出の促進と基礎研究の振興の両立、人文科学の振興の在り方、産学官連携の促進に向けた取組、中小企業技術革新制度の見直しの在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の市田委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、本日法務委員長及び厚生労働委員長から報告書が提出されました裁判所の人的・物的充実に関する請願外百七十七件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

裁判所の人的・物的充実に関する請願(二十八件)

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(十六件)

男女間の賃金格差の解消に関する請願

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(五十六件)

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(十六件)

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(六十一件)

(審査報告書は本号末尾に掲載)

○議長(山東昭子君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、両委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は両委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(山東昭子君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に關しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

一、地方創生及び消費者問題に關しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

議事終了に際し議長の挨拶

○議長(山東昭子君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長(山東昭子君) 議事を終了するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本年一月の今国会召集後、間もなく国内において新型コロナウイルスの感染が広がりました。このウイルスは世界中で猛威を振るい、これまで多くの方の尊い命が奪われました。亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、罹患された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本年四月七日には、政府から緊急事態宣言が発出されるに至りましたが、本院は、各会派協力の下、感染拡大防止に向けた取組を進めながら、新型コロナウイルスに対応するための予算や法律案を始め、国民生活に深く関わる喫緊の課題について、真摯な議論を重ねてまいりました。ここに議員各位の御尽力に対し、謝意を表する次第でございます。

現在、我が国の新型コロナウイルス感染者数は減少に転じているものの、いまだ終息とは言い難く、この恐ろしい見えない敵との闘いは続いております。国難ともいふべきこのウイルスへの対処はもろろんのこと、山積する国内外の諸課題に對しまして、本院がより一層国民の期待に応えられますよう議員各位の更なる御協力をお願いいたします。御挨拶といたします。(拍手)

午後四時散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
山東 昭子君	小川 敏夫君	音喜多 駿君	安江 伸夫君	柳ヶ瀬裕文君	石井 苗子君
梅村みずほ君	高木かおり君	下野 六太君	片山 大介君	浅田 均君	梅村 聡君
東 徹君	柴田 巧君	鈴木 宗男君	室井 邦彦君	片山虎之助君	河野 義博君
高橋 光男君	和田 政宗君	徳茂 雅之君	こやり隆史君	伊藤 孝江君	滝波 宏文君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	若松 謙維君	秋野 公造君	平木 大作君	山本 博司君
谷合 正明君	山口那津男君	長谷川 岳君	青木 一彦君	森 まさこ君	橋本 聖子君
上野 通子君	山本 香苗君	浜田 昌良君	西田 実仁君	岩井 茂樹君	石川 博崇君
宇都 隆史君	竹谷とし子君	滝沢 求君	杉 久武君	杉 芳文君	柘植 芳文君
高瀬 弘美君	小野田紀美君	里見 隆治君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	塩田 博昭君
進藤金日子君	今井絵理子君	横山 信一君	新妻 秀規君	松沢 成文君	熊野 正士君
石井 章君	三浦 信祐君	清水 貴之君	竹内 真二君	石井 苗子君	柳ヶ瀬裕文君
安江 伸夫君	音喜多 駿君	安江 伸夫君	音喜多 駿君	安江 伸夫君	音喜多 駿君
自見はなこ君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	松川 るい君	元榮太一郎君	朝日健太郎君
中西 哲君	小川 克巳君	青山 繁晴君	豊田 俊郎君	羽生田 俊君	高野光二郎君
佐藤 啓君	中西 祐介君	馬場 成志君	石井 浩郎君	大家 敏志君	中川 雅治君
二之湯 智君	松村 祥史君	宮沢 洋一君	松山 政司君	世耕 弘成君	櫻井 充君
宮島 喜文君	上田 清司君	山田 太郎君	岩本 剛人君	山田 宏君	堀井 巖君
三浦 靖君	足立 敏之君	そのだ修光君	舞立 昇治君	三宅 伸吾君	上月 良祐君
北村 経夫君	江島 潔君	中西 健治君	古川 俊治君	佐藤 正久君	杉尾 秀哉君
末松 信介君	牧野たかお君	水落 敏榮君	関口 昌一君	鶴保 庸介君	林 芳正君
高良 鉄美君	安達 澄君	ながえ孝子君	清水 真人君	阿達 雅志君	吉川ゆうみ君
山下 雄平君	熊谷 裕人君	大野 泰正君	古賀 之士君	石田 昌宏君	徳永 エリ君
片山さつき君	斎藤 嘉隆君	福岡 資麿君	青木 愛君	尾辻 秀久君	蓮 舫君
福島みずほ君	鉢呂 吉雄君	浜田 聡君	須藤 元氣君	岸 真紀子君	横沢 高徳君
打越さく良君	芳賀 道也君	矢田わか子君	磯崎 哲史君		

九

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書VIIIの締結について承認を求めるの件

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書(第一三三三号)

参議院議員鈴木宗男君提出破壊活動防止法と日本共産党との関連に関する質問に対する答弁書(第一二二五号)

参議院議員有田芳生君提出第二次世界大戦後の連合国軍事裁判におけるBC級戦犯に関する質問に対する答弁書(第一二二六号)

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和二年度一般会計補正予算(第二号)

令和二年度特別会計補正予算(特第二号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第二号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書VIIIの締結について承認を求めるの件

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律
防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律
金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律

同日内閣から、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十三条の二の規定に基づく東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和二年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和元年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

同日内閣から、個人情報保護委員会委員長から、個人情報保護に関する法律第七十九条の規定に基づく令和元年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和元年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和元年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条五の規定に基づく二十九年の国際労働機関第八回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条五の規定に基づく二十九年の国際労働機関第八回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和元年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和二年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和元年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和二年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和元年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和二年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

石井 準一君

補欠 加田 裕之君

総務委員
岡田 直樹君
元榮太一郎君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

総務委員

財政金融委員
大家 敏志君

補欠 滝波 宏文君

経済産業委員
滝波 宏文君
徳茂 雅之君
森 まさこ君

補欠 大家 敏志君
補欠 森 まさこ君

国土交通委員
加田 裕之君
三浦 信祐君

補欠 石井 準一君
補欠 宮崎 勝君

国家基本政策委員
宮崎 勝君

補欠 三浦 信祐君

予算委員
小沼 巧君

補欠 長浜 博行君

決算委員
元榮太一郎君
田村 智子君

補欠 岡田 直樹君
補欠 武田 良介君

行政監視委員
長浜 博行君
武田 良介君

補欠 小沼 巧君
補欠 田村 智子君

森 まさこ君

補欠 徳茂 雅之君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

労働者協同組合法案(田村憲久君外十四名提出)(衆第二六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(第百九十八回国会提出)審査報告書

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(第百九十八回国会提出)審査報告書

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書審査報告書

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校臨時休業に関する質問主意書(蓮舫君提出)(第一四七号)

獣医療関係者と飼い主との間のトラブルに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四八号)

「質問主意書関係事務の手引き」はじめて主意書を担当する方へ」に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四九号)

国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する政府の調査姿勢に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
在日米軍基地における新型コロナウイルス感染拡大に関する質問主意書(高良鉄美君提出)(第一四二号)

法務大臣養育費勉強会に関する質問主意書(嘉田由紀子君提出)(第一四三号)

同日議長は、サヒバ・ガファロヴァ・アゼルバイジャン共和国議会議長より、同議長のアゼルバイジャン共和国議会議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受けた。

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 加田 裕之君 補欠 石井 準一君
元榮太一郎君 岡田 直樹君

農林水産委員
辞任 宮崎 雅夫君 補欠 末松 信介君

経済産業委員
辞任 石井 準一君 補欠 加田 裕之君
宮崎 勝君 三浦 信祐君

国土交通委員
辞任 末松 信介君 補欠 宮崎 雅夫君
三浦 信祐君 宮崎 勝君

予算委員
辞任 岡田 直樹君 補欠 元榮太一郎君
武田 良介君 田村 智子君

決算委員
辞任 田村 智子君 補欠 武田 良介君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外七名提出)(衆第二七号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関する法律案(江崎孝君外二名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

科学技術基本法等の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
羽田空港新飛行経路が視覚障がい者等に与える影響に関する質問主意書(木村英子君提出)(第一五一号)

持統化給付金の不正受給の防止に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第一五二号)

賭けマージャンを行い辞職した黒川弘務前東京高検検事長の訓告処分に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第一五三号)

日本銀行の金融政策決定会合の討議内容が事前に報道機関に漏洩している可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五四号)

消費税が福祉財源に充てられているというのは増税するための理由付けに過ぎないという与党の見解に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五五号)

教科書検定基準の近隣諸国条項に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五六号)

アイヌ施策推進法に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一五七号)

新漁業法に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一五八号)

「プロサバンナ事業に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第一五九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員福島みずほ君提出米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問に対する答弁書(第一三七号)

参議院議員浜田聡君提出刑法上の犯罪と行政処分上の事実認定に関する質問に対する答弁書(第一三八号)

参議院議員矢田わか子君提出放課後児童クラブに関する質問に対する答弁書(第一三九号)

参議院議員矢田わか子君提出子育て援助活動支援事業に関する質問に対する答弁書(第一四〇号)

参議院議員紙智子君提出小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問に対する答弁書(第一四一号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和元年度水循環施策」に関する報告を受領した。
同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく令和元年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和元年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和元年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「令和元年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度水産施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「令和元年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく令和元年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和元年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和元年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度観光施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和元年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和元年度交通施策」についての文書を受領した。

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

補欠

長峯 誠君

河井あんり君

農林水産委員

辞任

補欠

末松 信介君

宮崎 雅夫君

経済産業委員

辞任

補欠

河井あんり君

長峯 誠君

国土交通委員

辞任

補欠

宮崎 雅夫君

末松 信介君

予算委員

辞任

補欠

高橋 克法君

高橋はるみ君

議院運営委員

辞任

補欠

高橋はるみ君

高橋 克法君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

河井あんり君

佐藤 啓君

本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任

補欠

河井あんり君

山田 修路君

本日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

森 ゆうこ君

木戸口英司君

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
科学技術基本法等の一部を改正する法律案
本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
一、地方創生及び消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

法務委員会請願審査報告書(第一号)

厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

国家の基本政策に関する調査報告書

本日議員から次の質問主意書が提出された。

北海道新幹線のトンネル工事残土処理に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一六〇号)

食料の安定供給に関する質問主意書(宮沢由佳君提出)(第一六一号)

大規模災害時の自治体職員の派遣の円滑化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六二号)

大規模災害時の自治体の対応力強化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六三号)

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における新型コロナウイルス感染症拡大の経緯の確認に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六四号)

緊急事態宣言下の施策の実施状況等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六五号)

新型コロナウイルス感染症に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六六号)

安倍総理後援会からの桜を見る会への推薦者の招待者としての取りまとめの実態に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一六七号)

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

議長の報告事項

安倍事務所からのジャパンライフ元会長の桜を見る会への推薦の有無等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一六八号)

桜を見る会への安倍総理及び安倍後援会の推薦行為等が公職選挙法の買収罪に該当することに

関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一六九号)

桜を見る会への安倍総理及び安倍後援会の推薦行為等が公職選挙法の買収罪に該当することを

糊塗するための政府の詭弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七〇号)

安倍総理後援会主催夕食会の契約に係る安倍総理の認識等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七一号)

桜を見る会を巡る公文書管理の在り方に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七二号)

桜を見る会の見直し状況に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七三号)

東京高等検察庁検事長の賭け麻雀等の非違行為の処分

の検討経緯等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七四号)

黒川検事長の処分における「懲戒処分の加重要件」の違法な切り捨てに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七五号)

検察官への勤務延長制度の適用が国家公務員法第八十一条の二「法律に別段の定めのある場合を除き」の規定に違反する違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七六号)

国会想定問答集に記載されていても国会で明示的に答弁されていないから記載内容に反する検察官への勤務延長制度の適用は合法であるとする政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七七号)

検察官には勤務延長制度が不適用である旨を直接的に述べた国会答弁が存在しないという政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七八号)

検察庁法上に勤務延長の規定がないから検察官に勤務延長が適用可能との政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七九号)

検察官への勤務延長制度の適用が意図的かつ便宜な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八〇号)

検察官への勤務延長制度の適用が便宜かつ意図的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八一号)

検察官への勤務延長制度の適用の「解釈変更」が政府の法令解釈の考え方(ルール)を逸脱した違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八二号)

検察庁法改正案が東京高等検察庁検事長の勤務延長の解釈変更と因果関係的にも法的に一体である「黒川法案」というべき法の支配を破壊する暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八三号)

東京高等検察庁黒川弘務検事長のための解釈変更と検察庁法改正案の政府説明の虚偽に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八四号)

検察庁法改正案の勤務延長等の立法事実が虚偽であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八五号)

本年一月二十四日の解釈変更以降の検察官の定年退官に係る人事異動通知書が当該解釈変更の違法無効の物証となっていることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八六号)

検察官は準司法官であるとした「検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」(昭和二十二年十月十日人補)に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八七号)

安倍総理らのいわゆる「ご飯論法」による国会答弁についての認識に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八八号)

いわゆるアベノマスクの性能の科学的検証の必要性等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八九号)

新型コロナウイルス等対策特別措置法による緊急事態宣言下の民放の番組編集への指示の可否等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九〇号)

緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九一号)

新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特措法への適用が法改正に拠らなくとも可能であると解されることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九二号)

質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九三号)

陸上配備型イージス・システムの配備に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九四号)

令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインバースの飛行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九五号)

安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九六号)

本日の質問主意書を内閣に転送した。

我が国の行政運営における「私的懇談会」等の運営等に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一九四号)

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

議長の報告事項

検察官には勤務延長制度が不適用である旨を直接的に述べた国会答弁が存在しないという政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七八号)

検察庁法上に勤務延長の規定がないから検察官に勤務延長が適用可能との政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七九号)

検察官への勤務延長制度の適用が意図的かつ便宜な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八〇号)

検察官への勤務延長制度の適用が便宜かつ意図的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八一号)

検察官への勤務延長制度の適用の「解釈変更」が政府の法令解釈の考え方(ルール)を逸脱した違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八二号)

検察庁法改正案が東京高等検察庁検事長の勤務延長の解釈変更と因果関係的にも法的に一体である「黒川法案」というべき法の支配を破壊する暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八三号)

東京高等検察庁黒川弘務検事長のための解釈変更と検察庁法改正案の政府説明の虚偽に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八四号)

検察庁法改正案の勤務延長等の立法事実が虚偽であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八五号)

本年一月二十四日の解釈変更以降の検察官の定年退官に係る人事異動通知書が当該解釈変更の違法無効の物証となっていることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八六号)

検察官は準司法官であるとした「検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」(昭和二十二年十月十日人補)に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八七号)

安倍総理らのいわゆる「ご飯論法」による国会答弁についての認識に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八八号)

いわゆるアベノマスクの性能の科学的検証の必要性等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八九号)

緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九一号)

新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特措法への適用が法改正に拠らなくとも可能であると解されることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九二号)

質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九三号)

陸上配備型イージス・システムの配備に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九四号)

令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインバースの飛行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九五号)

安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九六号)

本日の質問主意書を内閣に転送した。

我が国の行政運営における「私的懇談会」等の運営等に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一九四号)

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

議長の報告事項

検察官には勤務延長制度が不適用である旨を直接的に述べた国会答弁が存在しないという政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七八号)

検察庁法上に勤務延長の規定がないから検察官に勤務延長が適用可能との政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七九号)

検察官への勤務延長制度の適用が意図的かつ便宜な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八〇号)

検察官への勤務延長制度の適用が便宜かつ意図的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八一号)

検察官への勤務延長制度の適用の「解釈変更」が政府の法令解釈の考え方(ルール)を逸脱した違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八二号)

検察庁法改正案が東京高等検察庁検事長の勤務延長の解釈変更と因果関係的にも法的に一体である「黒川法案」というべき法の支配を破壊する暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八三号)

東京高等検察庁黒川弘務検事長のための解釈変更と検察庁法改正案の政府説明の虚偽に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八四号)

検察庁法改正案の勤務延長等の立法事実が虚偽であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八五号)

本年一月二十四日の解釈変更以降の検察官の定年退官に係る人事異動通知書が当該解釈変更の違法無効の物証となっていることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八六号)

検察官は準司法官であるとした「検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」(昭和二十二年十月十日人補)に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八七号)

安倍総理らのいわゆる「ご飯論法」による国会答弁についての認識に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八八号)

いわゆるアベノマスクの性能の科学的検証の必要性等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八九号)

緊急事態宣言下の民放の番組編集への指示の可否等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九〇号)

緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九一号)

新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特措法への適用が法改正に拠らなくとも可能であると解されることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九二号)

質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九三号)

陸上配備型イージス・システムの配備に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九四号)

令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインバースの飛行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九五号)

安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九六号)

本日の質問主意書を内閣に転送した。

我が国の行政運営における「私的懇談会」等の運営等に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一九四号)

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

議長の報告事項

検察官には勤務延長制度が不適用である旨を直接的に述べた国会答弁が存在しないという政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七八号)

検察庁法上に勤務延長の規定がないから検察官に勤務延長が適用可能との政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七九号)

検察官への勤務延長制度の適用が意図的かつ便宜な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八〇号)

地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する再質問主意書(吉川沙織君提出)(第一四五号) 満員電車をなくすためのダイナミック・プライシングの実施に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四六号) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校臨時休業に関する質問主意書(蓮舫君提出)(第一四七号) 獣医療関係者と飼い主との間のトラブルに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四八号) 「質問主意書関係事務の手引き」はじめて主意書を担当する方へ」に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一四九号) 国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する政府の調査姿勢に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五〇号) 羽田空港新飛行経路が視覚障がい者等に与える影響に関する質問主意書(木村英子君提出)(第一五一号) 持続化給付金の不正受給の防止に関する質問主意書(金山佐知子君提出)(第一五二号) 賭けマージャンを行い辞職した黒川弘務前東京高検検事長の訓告処分に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第一五三号) 日本銀行の金融政策決定会合の討議内容が事前に報道機関に漏洩している可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五四号) 消費税が福祉財源に充てられているというのは増税するための理由付けに過ぎないという与党の見解に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一五五号) 教科書検定基準の近隣諸国条項に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五六号) アイヌ施策推進法に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一五七号)	新漁業法に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一五八号) 「プロサバンナ事業」に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第一五九号) 北海道新幹線のトンネル工事残土処理に関する質問主意書(紙智子君提出)(第一六〇号) 食料の安定供給に関する質問主意書(宮沢由佳君提出)(第一六一号) 大規模災害時の自治体職員の派遣の円滑化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六二号) 大規模災害時の自治体の対応力強化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六三号) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における新型コロナウイルス感染症拡大の経緯の確認に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六四号) 緊急事態宣言下の施策の実施状況等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六五号) 新型コロナウイルス感染症に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一六六号) 安倍総理後援会からの桜を見る会への推薦者の招待者としての取りまとめの実態に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一六七号) 安倍事務所からのジャパンライフ元会長の桜を見る会への推薦の有無等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一六八号) 桜を見る会への安倍総理及び安倍後援会の推薦行為等が公職選挙法の買収罪に該当することに關する質問主意書(小西洋之君提出)(第一六九号) 桜を見る会への安倍総理及び安倍後援会の推薦行為等が公職選挙法の買収罪に該当することを糊塗するための政府の詭弁に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七〇号)	安倍総理後援会主催夕食会の契約に係る安倍総理の認識等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七一号) 桜を見る会を巡る公文書管理の在り方に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七二号) 桜を見る会の見直し状況に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七三号) 東京高等検察庁検事長の賭け麻雀等の非違行為の処分の検討経緯等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七四号) 黒川検事長の処分における「懲戒処分の加重要件」の違法な切り捨てに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七五号) 検察官への勤務延長制度の適用が国家公務員法第八十一条の二の「法律に別段の定めのある場合を除き」の規定に違反する違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七六号) 国会想定問答集に記載されていても国会で明示的に答弁されていないから記載内容に反する検察官への勤務延長制度の適用は合法であるとすする質問主意書(小西洋之君提出)(第一七七号) 検察官には勤務延長制度が不適用である旨を直接的に述べた国会答弁が存在しないという政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七八号) 検察庁法上に勤務延長の規定がないから検察官に勤務延長が適用可能との政府の主張が違法な三百代言であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一七九号) 検察官への勤務延長制度の適用が意図的かつ便宜的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八〇号)	検察官への勤務延長制度の適用が便宜のかつ意図的な違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八一号) 検察官への勤務延長制度の適用の「解釈変更」が政府の法令解釈の考え方(ルール)を逸脱した違法無効の暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八二号) 検察庁法改正案が東京高等検察庁検事長の勤務延長の解釈変更と因果関係的にも法的に一体である「黒川法案」といべき法の支配を破壊する暴挙であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八三号) 東京高等検察庁黒川弘務検事長のための解釈変更と検察庁法改正案の政府説明の虚偽に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八四号) 検察庁法改正案の勤務延長等の立法事実が虚偽であることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八五号) 本年一月二十四日の解釈変更以降の検察官の定年退官に係る人事異動通知書が当該解釈変更の違法無効の物証となっていることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八六号) 検察官は準司法官であるとした「検察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」(昭和二十二年十月十日人補)に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八七号) 安倍総理らのいわゆる「飯論法」による国会答弁についての認識に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八八号) いわゆるアベノマスクの性能の科学的検証の必要性等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一八九号) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言下の民放の番組編集への指示の可否等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九〇号)
--	---	---	---

緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九一号)

新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等特措法の適用が法改正に拠らなくとも可能であると解されることに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九二号)

質問主意書に対する政府の答弁拒否の横行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九三号)

陸上配備型イージス・システムの配備に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九四号)

令和二年五月二十九日の航空自衛隊ブルーインパルスの飛行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九五号)

安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一九六号)

本日議院において採択した「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外百七十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

科学技術基本法等の一部を改正する法律

本日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成三十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

平成三十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

本日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書
本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国会図書館の運営に関する調査

災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
一、地方創生及び消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
国際経済・外交に関する調査会
一、国際経済・外交に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギーに関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会及び憲法審査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十五名提出、第百九十五回国会衆法第四号)

二、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十三名提出、第百九十六回国会衆法第二一号)

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三〇号)

四、国家公務員の労働関係に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三一号)

五、公務員庁設置法案(後藤祐一君外七名提出、第百九十六回国会衆法第三二号)

六、性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三五号)

七、公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(逢坂誠二君外十二名提出、第百九十七回国会衆法第一一号)

八、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外十名提出、第百九十七回国会衆法第一二号)

九、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案(大島敦君外六名提出、第百九十八回国会衆法第六号)

- 一〇、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(近藤和也君外六名提出、第百九十八回国会衆法第二十五号)
- 一一、手話言語法案(初鹿明博君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二十六号)
- 一二、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案(初鹿明博君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二十七号)
- 一三、多文化共生社会基本法案(中川正春君外五名提出、第百九十八回国会衆法第二十八号)
- 一四、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案(安住淳君外十九名提出、衆法第一号)
- 一五、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案(小川淳也君外八名提出、衆法第三号)
- 一六、特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案(新藤義孝君外五名提出、衆法第一九号)
- 一七、内閣の重要政策に関する件
- 一八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
- 一九、栄典及び公式制度に関する件
- 二〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
- 二一、国民生活の安定及び向上に関する件
- 二二、警察に関する件
- 総務委員会
- 一、地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)
- 二、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十四名提出、第百九十五回国会衆法第五号)
- 三、新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案(吉川元君外五名提出、衆法第二二号)
- 四、電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外七名提出、衆法第二十七号)
- 五、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
- 六、地方自治及び地方税財政に関する件
- 七、情報通信及び電波に関する件
- 八、郵政事業に関する件
- 九、消防に関する件
- 法務委員会
- 一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外六名提出、第百九十五回国会衆法第八号)
- 二、民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外四名提出、第百九十六回国会衆法第三七号)
- 三、民法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外五名提出、第百九十八回国会衆法第一五号)
- 四、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三五号)
- 五、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(階猛君外二名提出、衆法第二五号)
- 六、裁判所の司法行政に関する件
- 七、法務行政及び検察行政に関する件
- 八、国内治安に関する件
- 九、人権擁護に関する件
- 外務委員会
- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案(古本伸一郎君外二名提出、第百九十八回国会衆法第二九号)
- 二、財政に関する件
- 三、税制に関する件
- 四、関税に関する件
- 五、外国為替に関する件
- 六、国有財産に関する件
- 七、たばこ事業及び塩事業に関する件
- 八、印刷事業に関する件
- 九、造幣事業に関する件
- 一〇、金融に関する件
- 一一、証券取引に関する件
- 文部科学委員会
- 一、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)
- 二、青少年自然体験活動等の推進に関する法律案(遠藤利明君外八名提出、第百九十八回国会衆法第二〇号)
- 三、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外六名提出、第百九十八回国会衆法第一〇号)
- 四、独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外五名提出、衆法第四号)
- 五、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外五名提出、衆法第一四号)
- 六、文部科学行政の基本施策に関する件
- 七、生涯学習に関する件
- 八、学校教育に関する件
- 九、科学技術及び学術の振興に関する件
- 一〇、科学技術の研究開発に関する件
- 一一、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件
- 厚生労働委員会
- 一、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外九名提出、第百九十六回国会衆法第三九号)
- 二、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための候補補休に関する法律案(森山浩行君外十名提出、第百九十八回国会衆法第一九号)
- 三、認知症基本法案(田村憲久君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三〇号)
- 四、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外八名提出、衆法第一一号)
- 五、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出、衆法第二二号)
- 六、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外八名提出、衆法第一三三号)
- 七、児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案(尾辻かな子君外十名提出、衆法第一五号)

八、労働者協同組合法案(田村憲久君外十四名提出、衆法第二十六号) 九、業務等における性的加害行動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外六名提出、衆法第一八号) 一〇、厚生労働関係の基本施策に関する件 一一、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号) 二、主要農作物種子法案(後藤祐一君外八名提出、第百九十六回国会衆法第一三三号) 三、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一八号) 四、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外四名提出、第百九十六回国会衆法第一九号) 五、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外六名提出、第百九十六回国会衆法第二三三号) 六、農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外六名提出、第百九十六回国会衆法第三三三号) 七、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外五名提出、第百九十八回国会衆法第三四号) 八、農林水産関係の基本施策に関する件 九、食料の安定供給に関する件	一〇、農林水産業の発展に関する件 一一、農林漁業者の福祉に関する件 一二、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外五名提出、第百九十六回国会衆法第七号) 二、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二二二号) 三、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(近藤昭一君外五名提出、第百九十八回国会衆法第二二二号) 四、国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二三三号) 五、エネルギー協同組合法案(近藤昭一君外七名提出、第百九十八回国会衆法第二四七号) 六、中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、衆法第九号) 七、新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案(田嶋要君外六名提出、衆法第二〇号) 八、経済産業の基本施策に関する件 九、資源エネルギーに関する件 一〇、特許に関する件 一一、中小企業に関する件	一二、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一三、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(鷲尾英一郎君外九名提出、第百九十六回国会衆法第四三三号) 二、国土交通行政の基本施策に関する件 三、国土計画、土地及び水資源に関する件 四、都市計画、建築及び地域整備に関する件 五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 六、陸運、海運、航空及び観光に関する件 七、北海道開発に関する件 八、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外五名提出、第百九十六回国会衆法第六号) 二、環境の基本施策に関する件 三、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件 四、循環型社会の形成に関する件 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 七、原子力の規制に関する件 八、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件	決算行政監視委員会 一、平成二十八年年度一般会計歳入歳出決算 平成二十八年年度特別会計歳入歳出決算 平成二十八年年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十八年年度政府関係機関決算書 二、平成二十八年年度国有財産増減及び現在額総計算書 三、平成二十八年年度国有財産無償貸付状況総計算書 四、平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算 平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算 平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十九年年度政府関係機関決算書 五、平成二十九年年度国有財産増減及び現在額総計算書 六、平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書 七、平成三十年度一般会計歳入歳出決算 平成三十年度特別会計歳入歳出決算 平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書 平成三十年度政府関係機関決算書 八、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書 九、平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書 一〇、令和元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件) 一一、令和元年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
---	--	--	---

令和二年六月十七日 参議院會議録第二十五号

議長の報告事項 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

平成三十年度一般会計予

一八

- 一、令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求める件)
- 二、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十三名提出、第百九十六回国会衆法第二二二号)
- 三、歳入歳出の実況に関する件
- 四、国有財産の増減及び現況に関する件
- 五、政府関係機関の経理に関する件
- 六、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 七、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 八、行政監視に関する件
- 九、行政監視に関する件
- 十、行政監視に関する件
- 十一、行政監視に関する件
- 十二、行政監視に関する件
- 十三、行政監視に関する件
- 十四、行政監視に関する件
- 十五、行政監視に関する件
- 十六、行政監視に関する件
- 十七、行政監視に関する件
- 十八、行政監視に関する件
- 十九、行政監視に関する件
- 二十、行政監視に関する件

- 二、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外九名提出、第百九十七回国会衆法第三三三号)
- 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外十名提出、第百九十七回国会衆法第四四四号)
- 四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
- 五、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 六、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 七、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- 八、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- 九、消費者問題に関する特別委員会
- 十、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
- 十一、科学技術・イノベーション推進特別委員会
- 十二、科学技術・イノベーション推進の総合的な対策に関する件
- 十三、東日本大震災復興特別委員会
- 十四、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第二二二号)
- 十五、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第四四四号)
- 十六、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外五名提出、第百九十六回国会衆法第五五五号)
- 十七、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外六名提出、第百九十八回国会衆法第三三三号)
- 十八、東日本大震災復興の総合的対策に関する件

原子力問題調査特別委員会

一、原子力問題に関する件

地方創生に関する特別委員会

一、地方創生の総合的対策に関する件

憲法審査会

一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(細田博之君外六名提出、第百九十六回国会衆法第四四二二号)

二、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(原口一博君外二名提出、第百九十八回国会衆法第九九号)

審査報告書

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

右は全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和二年六月十五日

決算委員長 中川 雅治

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成三十年度一般会計予備費の予算額は、四千五百億円であつて、このうち、平成三十年四月二十七日から同年九月二十八日までの間に使用した金額は千九百三十九億四千九百七十六万七千円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百九十八回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。よってこれを送付する。

令和二年六月二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

審査報告書

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和二年六月十五日

決算委員長 中川 雅治

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成三十年度一般会計予備費の予算額は、四千五百億円であつて、このうち、平成三十一年二月二十一日から同年三月二十九日までの間に使用した金額は五億六千七百七十七万七千円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

令和二年六月二日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

審査報告書

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和二年六月十五日

決算委員長 中川 雅治

参議院議長 山東 昭子殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 総務省が多額の国費を投じて整備した政府共通プラットフォームのセキュアゾーンについて、その整備に際し、需要の把握や各府省との調整等が十分に行われなかったことから、平成二十九年四月の運用開始以降、本来の目的での利用が全くなされないうまま、三十九年度末に廃止されたことは、遺憾である。

政府は、政府共通プラットフォームの整備に当たって需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするとともに、政府全体のITガバナンス体制を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

2 内閣府の企業主導型保育事業において、保育施設の整備に当たり、事業者が工事費用の水増しなどした虚偽の内容の事業完了報告書を事業実施機関に提出し、同機関における審査が不十分であったことなどから、助成金が過大に交付された事態、また、会計検査院が二百十三施設を抽出し検査したところ、平成三十年十月時点において開設後一年以上経過した企業主導型保育施設百七十三施設のう

ち、七十二施設において定員充足率が五割未満であるなど、利用状況が低調となっていた事態等が明らかとなったことは、遺憾である。

政府は、企業主導型保育事業の事業実施機関における審査や指導、監査を改善するなど、助成金の過大交付の再発防止に努めるとともに、利用者のニーズに応えた保育事業となるよう、事業の見直しや改善に継続的に取り組みべきである。

3 東京高等検察庁の前検事長については、令和二年一月、国家公務員法における勤務延長規定の検察官への適用について、従来の解釈を変更し、勤務延長の閣議決定がなされた。同年五月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令中に賭けマージャンを複数回行っていたことが明らかになり、訓告処分を受けた上で辞職した。本件により、検察に対する国民の信頼が損なわれたことは、極めて遺憾である。

政府は、従来の解釈変更や検察庁法改正案の経緯の説明に努めるとともに、検察に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。

4 資源エネルギー庁において、関西電力株式会社に対する業務改善命令に係る手続の不備を隠すために、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を実施した日付が実際の日付と異なる不適切な公文書が作成されたことは、遺憾である。

政府は、公文書管理に関して真摯な反省が求められているさなかに、このような事態が生じたことを重く受け止め、平成二十八年度決算に関する警告決議を踏まえて謙じた適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革の措置がいまだ十分でないことを肝に銘じて、再発

防止に万全を期すべきである。

5 防衛省が米国政府との間で行う有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について、調達額が平成二十五年度から二十九年度にかけて三倍以上に増加している中で、契約管理費の減免を受けるための協定等の締結に係る本格的な検討が行われていなかったこと、また、前払金を支払ったにもかかわらず、出荷予定時期を経過しても納入が完了せず未精算となっていたものが二十九年度末時点で八十五件、三百四十九億円に上るなど、改善すべき課題が山積していることは、遺憾である。

政府は、FMS調達に係る調達額を抑制するため、契約管理費の減免制度の利用を含めあらゆる可能性を検討するとともに、未納入が続くと各部隊の運用に支障を来しかねないことを念頭に、全ての未納入及び未精算のケースについて履行状況を継続的に把握し、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めるべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条第一項、財政法第四十条第一項及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

百五兆六千九百七十四億千八百万円余

歳出決算額

九十八兆九千七百四十六億九千六百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

三百八十一兆七千七百七十一億四千八百万円余

歳出決算額

三百六十八兆九千三百六十億二千二百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入 収納済額

七十八兆二千二百四億四千二百万円余

支払 支払命令済額

十五兆四千五百十五億八千七百万円余

歳入組入額

六十一兆四千四百六十一億五千五百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額

一兆二千三百七億五千三百万円余

支出決算額

一兆六百三十五億四千万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立って、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣に対し、平成三十年度決算審査措置要求決議を行った。

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

平成30年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 東京オリンピック競技大会の延期に係る対応について

東京オリムピック・ベアリングピック競技大会については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、開催が1年延期されることとなった。しかしながら、開催延期に伴う追加費用の総額や費用分担は明らかにされており、また、アスリートへの支援、競技会場やスタジアムの確保、ホストタウンへの対応、感染症対策の徹底など、延期に伴う諸課題が指摘されている。

政府は、人類が新型コロナウイルス感染症に打ちかって大会を開催できるよう、国際オリンピック委員会（IOC）や大会組織委員会、東京都及び各競技団体等との緊密な連携の下、追加費用の精査や費用分担の明確化を進めるとともに、世界各地から日本を訪れる選手や観客が安心して滞在できる受入れ体制を整備するなど、大会の開催・成功に向けた対応に全力で取り組むべきである。

2 新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について

令和元年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症については、世界的な感染拡大が発生し、多くの尊い人命が失われた。我が国においては、2年4月に史上初となる新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される事態にまで至ったが、医療従事者等の努力を始め、個々人や各事業者等の多大なる協力によって感染拡大は抑えられ、同年5月には宣言も解除された。しかし、社会経済活動が制限されたことにより、経済や人々の暮らしに甚大な影響が出ており、その回復が求められるが、ウイルスとの戦いは今後も続くことが想定される。

政府は、一人も取り残すことなく、我が国で暮らす人々の命と健康、暮らしを守るといふ決意の下、最前線に対応する医療従事者等を物心両面で支援することはもとより、再度感染が拡大する場合に備え、検査体制の拡充や病床・医療用防護具等の確保を含め、万全の医療提供体制を構築するとともに、世界各国や関係機関と連

携し、治療薬やワクチンの早期開発及び普及を促進すべきである。また、子供たちの学びの機会を確保する観点から、今後の学校運営等について、子供たちの思いや負担等も十分に勘案して、適切な対策を講じるべきである。そして、感染防止を徹底しつつ、経済や人々の暮らしを回復するため、あらゆる施策を動員し、全力で取り組むべきである。その上で、事態が収束した際には、各施策の効果等について徹底的に検証し、次代への教訓として活用するべきである。

3 桜を見る会の不適切な運営について

内閣総理大臣が主催する会について、招待者の選定に関する課題や、招待者数が増加し、開催経費が予算積算上の見積りを大きく上回って執行されていたことなど、不適切な運営が行われていたことが明らかとなった。

政府は、桜を見る会の運営について深く反省し、招待者の選定等全般的な運営の見直しを行うなど、適切に対応すべきである。

4 大学等における研究力低下の立て直しについて

近年、世界の学術誌等に掲載される我が国の論文数の伸び率が停滞し、国際的なシェアが低下しているなど、我が国の大学等の研究力は諸外国に比べ相対的に低下している。研究力低下の要因として、若手研究者の雇用の不安定化やキャリアパスの不透明さなどにより、若手研究者を取り巻く環境が悪化していることなども指摘されている。

政府は、資源が少ない科学・技術立国である我が国にとって若手研究者の育成や研究力の確保は国家の基盤であるとの認識の下、若手研究者への支援の強化はもとより、人材、資金、環境の整備に関する施策を総動員し、我が国の研究力回復に向け全力で取り組むべきである。

5 保育士等の賃金改善の確実な実施について

保育士等の賃金改善のための処遇改善等加算の実施状況について、会計検査院が166市町村の6,089施設を検査したところ、平成28年度及び29年度の間に、保育所等において処遇改善等加算に残額が生ずるなどしていたもののうち、7億1,950万円が翌年度も保育士等の賃金改善に充てられていない状況となっていた。

ことなどが明らかとなった。 政府は、市区町村に対して、処遇改善等加算が確実に保育士等の賃金改善に充てられるよう保育所等に対する処遇改善等加算の残額に係る支払状況の確認を徹底することを周知するとともに、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して保育士等の賃金改善を行うことができるよう算定方法の留意点等を具体的に示すべきである。 6 第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う法人であり、地方公共団体から出資等による多額の支援を受けているが、平成30年度末時点で全国7,325法人のうち40.3%が赤字、3.9%が債務超過となっている。総務省は、地方公共団体に対して、財政的リスクが高い第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請しているが、一部の第三セクター等については策定の予定がないとするなど、全ての法人について方針を策定するまでには至っていない。 政府は、第三セクター等の経営悪化が地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、地方公共団体に対し、財政的リスクが高いと認められた全ての第三セクター等について経営健全化方針を速やかに策定するよう要請するとともに、同方針に基づく第三セクター等の経営健全化に向けた取組状況を注視し、必要に応じて地方公共団体を支援することにより、第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクの軽減を図るべきである。 7 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について 政府開発援助（ODA）事業について、平成30年度決算検査報告では、ソロモン諸島の給水設備改善計画において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が事業設計時に既存の送水管の漏水等を把握していなかったため、整備した濁度低減施設が全く使用されなかった事態や、インドネシアの下水道整備事業において、JICAが汚水処理後の水質悪化の改善状況を十分に把握せず、現状を踏まえた適切な維持管理について事業実施機関等との協議を十分に行っていなかった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。 政府は、ODA事業の実効性向上が我が国のインフラ輸出や外交戦略にも寄与することを踏まえ、効果が発現していない事業について事業実施機関等に対して早急	に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、各事業の実施状況等の把握が徹底されるよう在外公館及びJICAによる事業管理体制の強化に努めるべきである。 8 スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について 文部科学省は、地方公共団体に対し、学校等にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するための補助金を交付しており、子どもの貧困対策等のためにSSWを重点的に配置（重点加配）する場合は補助金を上乘せしている。会計検査院が検査したところ、重点加配の実績について、平成30年度は目標人数1,000人に対して148人となっているなど、重点加配を開始した27年度以降毎年度目標を大きく下回っていたこと、その背景として、文部科学省が重点加配の趣旨や内容を当該事業の実施要領に記載しておらず、地方公共団体に対して制度が十分に周知されていなかったことなどが明らかとなった。 政府は、学校において虐待や貧困等の様々な課題を抱える児童生徒を専門家として支えることが期待されるSSWの重要性に鑑み、地方公共団体に対して制度の趣旨や内容、良い活動事例の周知徹底を図ることなどにより、重点加配を推進するとともに、SSWがその専門性を十分に発揮できるよう、SSWを取り巻く環境の改善に努めるべきである。 9 地方衛生研究所の体制強化について 地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るための地方公共団体における科学的かつ技術的中核機関であり、厚生労働省の感染症発生動向調査においても患者情報及び病原体情報等の収集・分析や病原体検査等の重要な役割を担うこととなっている。同研究所については、平成22年の新型インフルエンザ対策総括会議の報告書において、PCR検査を含めた検査体制の強化や法的位置付けの検討等が提言されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要な検査が迅速に行えなかった地域が生じるなど、その体制が十分とは言えないことが明らかとなった。 政府は、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や将来到来することが懸念される新興・再興感染症に迅速に対処することができるよう、地方公共団体におけ
---	--

る財源措置や人材確保への支援を含め、地方衛生研究所の体制強化に早急に取り組むとともに、法的位置付けの明確化を検討すべきである。 10 戦没者の遺骨の取り違えについて 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集事業を実施しているが、ロシアやフイリピンにおいて日本人のものではない遺骨が収容された可能性を度々指摘されながら、同省の問題認識や情報共有等が不十分であったため、長年にわたって適切な対応が行われず、遺骨収集事業に対する信頼を損ねることとなった。 政府は、遺族の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、遺骨の取り違え等が起らないよう事業及び事業実施体制の見直しについての方針にのっとり、戦没者の遺骨の収集を着実に推進するべきである。 11 独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について 経済産業省が所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構は、第2種信用基金により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金を受けており、平成29年度末の政府出資金は375億4,874万円となっているが、会計検査院の試算によると、2026、103万円は将来も使用される見込みがないとされる。また、農林水産省が所管する独立行政法人農林漁業信用基金は、政府出資金を主な財源として各漁業信用基金協会に貸付けを行っており、30年度末の貸付金残高は261億3,000万円となっているが、会計検査院の試算によると、使用される見込みがない貸付金のうち政府出資金を財源とする額は88億6,947万円となっている。 政府は、中小企業基盤整備機構及び農林漁業信用基金に対する政府出資金に関して、今後も使用することが見込まれない余裕資金については速やかに国庫納付させるとともに、同種の事態が生じることがないよう、各独立行政法人における余裕資金の状況を適時適切に把握して、国の出資金等の規模を見直すことができる体制を整備すべきである。 12 農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について 農業用ため池の防災減災事業については、会計検査院が23府県の1万346か所の	ため池を検査したところ、ため池3,899か所が豪雨調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、ため池142か所が耐震調査において改修の必要性を適切に判定されていない事態、要改修ため池1,554か所において、改修実施までの間の対応として監視・管理体制の強化やハザードマップの活用等のソフト対策が講じられておらず、このうち1,342か所においてソフト対策の実施に係る調整等も行われていない事態が明らかとなった。 政府は、災害から国民の生命及び財産を守ることの重要性に鑑み、農業用ため池に係る豪雨調査、耐震調査及びソフト対策を適切に実施するとともに、点検監視等の保全管理体制の強化、豪雨や地震等に対応するための改修や利用されていないため池の統廃合等を強力に推進すべきである。 13 河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について 河川管理施設等の防災施設には、水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどの防災施設本体のほか、これを稼働するための電気設備が設置されている。会計検査院が検査したところ、平成30年度末までに9県及び38市町において防災施設本体の耐震調査が実施されていた272施設のうち、8県及び21市町が管理する158施設においては、防災施設本体を稼働するための電気設備について耐震調査が実施されておらず、所要の耐震性が確保されているか不明となっている事態が明らかとなった。 政府は、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるためには、防災施設本体のみならず電気設備等の付随施設についても耐震性が確保されている必要があることを踏まえ、地方公共団体に対して、河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備の耐震調査の必要性についての周知や耐震性の確認方法等の技術的助言を行い、防災施設に設置された電気設備の耐震調査を確実に実施させるとともに、防災施設本体と付随設備を一体として捉えた耐震対策を推進すべきである。 14 下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進について 国土交通省は、第4次社会資本整備重点計画や防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に基づき、下水道施設の耐震化を進めているが、平成30年度末において、重要な幹線等の49%、下水処理場の63%がいまだ耐震化されていない。ま
--	--

た、下水道施設の老朽化も進んでおり、管路の老朽化等に起因した道路陥没件数は30年度で約3,100件に上っている。

政府は、下水道施設が公衆衛生の向上や水質保全に欠かせない重要なインフラであるとともに、内水排除機能を有する防災施設でもあることを踏まえ、近年の頻発化、激甚化している災害に備える観点からも、下水道施設を管理する地方公共団体に対して財政措置を含めた支援を強力に実施し、下水道施設の耐震化、老朽化対策、内水対策等を着実に推進すべきである。

一、平成三十年度一般会計歳入歳出決算

一、平成三十年度特別会計歳入歳出決算

一、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書

一、平成三十年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

令和元年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

審査報告書

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和二年六月十五日

決算委員長 中川 雅治

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、平成三十年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産の増加額は五兆三千百七十九億六千五百万円余、減少額は三兆五千四百八十二億四百万円余、差引純増加額は一兆七千六百九十七億六千万円余である。

これを平成二十九年度末現在額百六兆八千二百四十一億八千六百万円余に加算すると、平成三十年度末現在額は百八兆五千九百三十九億四千七百七百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和二年六月十五日

決算委員長 中川 雅治

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、平成三十年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産無償貸付の増加額は三千三百三十一億円余、減少額は二千七百六十五億三千九百万円余、差引純増加額は三百六十五億六千万円余である。

これを平成二十九年度末現在額一兆千八百七十七百万円余に加算すると、平成三十年度末現在額は一兆千四百七十三億六千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

令和元年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する)

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

審査報告書

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和二年六月十六日

国土交通委員長 田名部匡代
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 無人航空機の登録に当たっては、購入者に対する登録手続の周知について、販売店に対し協力を求めるとともに、訪日外国人等に対する多

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

言語による情報発信を含め、飛行禁止区域等について分かりやすく丁寧な周知に努めること。

二 無人航空機の登録制度の運用に当たっては、今後の機体の性能向上や遠隔で機体の識別を可能にする技術開発の進捗を踏まえ、登録制度の対象となる機体の範囲や表示のルール等について、安全が確保されるよう、機動的に見直しを図ること。

三 手作り又は改造を加えた無人航空機について、安全上の確認体制を整備するとともに、登録内容の変更、更新、抹消等の手続が確実に行われるよう、関係者間で連携し、登録制度の着実な定着を図ること。

四 無人航空機の登録制度システムの構築及び無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に係るシステムの運用に当たっては、安全性、信頼性を確保した上で、機体情報等の入力を簡略化するなど、所有者の申請手続に係る負担の軽減に努めること。

五 小型無人機の空港周辺における違法な飛行に対してお客空港管理者等が行う飛行の妨害等の措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるよう適切な助言等を行うこと。

六 小型無人機の利活用が急速に進展している一方、事故等が頻発していることに鑑み、事故の実態等を踏まえ、小型無人機の運航供用者に係る賠償責任の確保の在り方について、調査・検討を行うとともに、関係団体と連携し、小型無人機の運航供用者の保険加入を促進させること。

七 空港の設置者が空港機能管理規程を定めるに当たっては、自然災害、無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が

生じた場合等において、機能確保基準に沿った適切な対応が空港の設置者において確実になされるよう、その内容を精査するなど、必要な措置を講ずること。
右決議する。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和二年六月二日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
（航空法の一部改正）
第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録」を「航空機の登録」に、「第九章 無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」を「第一章 無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」に改める。
第二章 無人航空機の登録
第三十九条 第一号中「第四十七条第一項」を「第三号」に改め、「第三号において同じ。」を削り、同項第三号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「第四十七条第二項に規定する機能確保基準（空港にあつては、当該機能確保基準及び基本方針）」に改める。
第四十七條 第一項中「保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）」を「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の基準」を「機能確保基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

第二章の章名を次のように改める。

第二章 航空機の登録

第三十九条 第一号中「第四十七条第一項」を「第三号」に改め、「第三号において同じ。」を削り、同項第三号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「第四十七条第二項に規定する機能確保基準（空港にあつては、当該機能確保基準及び基本方針）」に改める。
第四十七條 第一項中「保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）」を「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の基準」を「機能確保基準」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項
二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一條第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

第四十七条の二の見出し及び同条第一項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改め、同条第二項中「空港保安管理規程」は、前条第一項の保安上の基準」を「空港機能管理規程は、機能確保基準」に、「保安を」を「機能を」に改め、同条第三項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第四十七条の三第一項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第四十八条ただし書及び第四号中「第四十七条第一項の保安上の基準」を「機能確保基準」に改める。

第五十五条の二第二項中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

第九章中第百三十二条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 無人航空機の登録

(登録)

第百三十一条の三 国土交通大臣は、この節で定めるところにより、無人航空機登録原簿に無人航空機の登録を行う。

(登録の一般的効力)

第百三十一条の四 無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の要件)

第百三十一条の五 無人航空機のうちその飛行により航空機の航行の安全又は地上若しくは

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして国土交通省令で定める要件に該当するものは、登録を受けることができない。

(登録を受けていない無人航空機の登録)

第百三十一条の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによって行う。

- 一 無人航空機の種類
- 二 無人航空機の型式
- 三 無人航空機の製造番号
- 四 無人航空機の製造番号
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日
- 七 使用者の氏名又は名称及び住所
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

(登録記号の表示等の義務)

第百三十一条の七 前条第一項の登録を受けた無人航空機(以下「登録無人航空機」という。)の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空

機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の更新)

第百三十一条の八 第百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(使用者の整備及び改造の義務)

第百三十一条の九 登録無人航空機の利用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第百三十一条の五の規定により登録を受けることができないもの又は第百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第百三十一条の十 登録無人航空機の所有者(所有者の変更があつたときは、変更後の所有者)は、第百三十一条の六第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を無人航空機登録原簿に登録しなければならない。

空機登録原簿に登録しなければならない。(是正命令)

第百三十一条の十一 国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。

二 第百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

(登録の取消し)

第百三十一条の十二 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれか(使用者にあつては、第一号)に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前条の規定による命令に違反したとき。

二 不正の手段により第百三十一条の六第一項の登録又は第百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。

(登録の抹消)

第百三十一条の十三 登録無人航空機の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、その登録の抹消の申請をしなければならない。

一 登録無人航空機が滅失し、又は登録無人航空機の解体(整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。)をしたとき。

二 登録無人航空機の存否が二箇月間不明になつたとき。

三 登録無人航空機が無人航空機でなくなつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたと

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

き、第三百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第三百三十一条の十四 この節に定めるもののほか、無人航空機の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 無人航空機の飛行

第三百三十二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合
第三百三十二条の二ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。

一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

第三百三十二条の三中「第一号」を「第一項第一号」に改める。

第三百三十四条第一項中「航空機使用事業の下に」、無人航空機の所有若しくは使用」を加え、同項第九号中「飛行」を「所有者、使用者若しくは飛行」に改める。

第三百三十五条第二十号及び第二十一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

二十三 第三百三十一条の六第一項の登録を申請する者
二十四 第三百三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者
第三百三十五条の次に次の一条を加える。

(指定立替納付者による納付)

第三百三十五条の二 国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者(次項において「納付予定者」という。)から、当該手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの(以下この条において「指定立替納付者」という。)をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合に

は、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 納付予定者が前項の申出をした場合において、指定立替納付者が当該納付予定者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該手数料の納付があつたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四百四十三条及び第四百四十四条から第四百四十五条の二までの規定中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第四百四十五条の三中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第四百四十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第四百四十七条第一項中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「違反して」を「違反して」に、「者についても」を「ときにおけるその違反行為をした者についても」に改める。

第四百四十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に、「者」を「とき」に改め、同条第五号中「者」を「とき」に改める。

第四百四十八条の二中「次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第五百十条中「該当する」の下に「ときは、そ

の違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第五百十五条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第五百十六条第一項中「次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第二項中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第五百十七条第一項中「次の」を「次の」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第二項中「同条第三項」を「同条第三項」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第五百十七條の二中「第二百二十九条の五」を「第二百二十九条の五」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第五百十七條の三中「次の各号の一に該当するときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者」に改める。

第五百十七條の六中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第五百十七條の七とする。

第五百十七條の五中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「第三百三十一条の二第十号」を「第三百三十二条の二第二項第十号」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号中「第三百三十二条の二第九号」を「第三百三十二条の二第二項第九号」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「第三百三十二条の二第四号」を「第三百三十二条の二第二項第四号」に、「者」を「とき」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第三百三十二条の二第二号」

を「第三百三十二条の二第二項第二号」に、「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項に、「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第三百三十一條の七第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第三百三十一條の十一（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

第三百五十七條の五を第三百五十七條の六とする。

第三百五十七條の三の次に次の見出し及び一条を加える。

（無人航空機の飛行等に関する罪）

第三百五十七條の四 第三百三十一條の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百五十八條中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改める。

第三百五十九條第二号中「第三百五十七條の三」を「第三百五十七條の四」に、「第三百五十七條の五」を「第三百五十七條の六」に改める。

第六百六十一條に次の二号を加える。

四 第三百三十一條の十第一項の規定による届

出をせず、又は虚偽の届出をした者
五 第三百三十一條の十三第一項の規定による申請をしなかつた者

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正）

第二条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「防衛関係施設」の下に「空港」を加え、「及び我が国」を「我が国」に改め、「基盤の下に」並びに国民生活及び経済活動の基盤」を加える。

第二条第一項第四号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第七条第一項の規定により対象空港として指定された施設

第二条第二項中「いう」を「いい、前項第五号に掲げる対象施設については第八条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「第十条第三項」を「第十一条第三項及び第五項」に改める。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十一条第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第四項中「国又は」を「国」に、「は、第二項（前項）を」又は対象空港管理者は、第二項

（第三項及び第五項）に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 対象空港管理者は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して飛行する小型無人機又は特定航空用機器の有無及びその所在を把握するために必要な監視その他の措置を国土交通大臣が警察庁長官に協議して定めるところによりとるとともに、これらの規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象施設における滑走路の閉鎖その他の当該対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、対象空港管理者の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。）が」と、「場合には」とあるのは「場合には、国土交通省令で定めるところにより」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設及びその指定敷地等」と、「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「措置」とあるのは「ものとして国土交通省令で定める措置」と、「命ずる」とあるのは「自ら命じ、又は国土交通省令で定めるところにより指定した職員若しくは国土交通省令で定めるところにより委任した者に命じさせる」と、同項及び第二項中「できる」とあるのは「できる」。

ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官がその場にいない場合において、国土交通大臣が警察庁長官（海域及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限ると、同項中「命ずる」とあるのは「命じ、若しくは命じさせる」と、「対象施設」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、当該対象施設」と、「当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとる」とあるのは「その他の必要な措置を自らとり、又は同項の指定した職員若しくは同項の委任した者にとらせる」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第一項又は第二項の職務を執行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。

第十条を第十一条とする。

第九条第二項中「第二項第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「第二号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二条第一項第四号に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者（以下「対象空港管理者」という。）

第九条を第十条とする。

第八条中「第六条第一項」の下に「、第七条第

一項」を加え、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六條の次に次の一条を加える。

(対象空港の指定等)

第七條 国土交通大臣は、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象空港の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要が

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

なくなつたと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 国土交通大臣は、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法第四百三十二条及び第四百四十四条から第四百四十五条の二までの改正規定、同法第四百四十五条の三の改正規定、同法第四百四十六条の改正規定、同法第四百四十七条の改正規定、同法第四百四十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、同法第四百四十八条の二の改正規定、同法第四百五十条の改正規定、同法第四百五十五条の改正規定、同法第四百五十六条の改正規定、同法第四百五十七条の改正規定、同法第四百五十七条の三の改正規定、同法第四百五十七條の六の改正規定(したの下に)ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。同法第四百五十七條の五の改正規定(該当する」の下に)ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分(「者」を「とき」に改める部分に限る。)に限る。並びに同法第四百五十八條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。並びに第二条の規定並びに次条並びに附則第五条、第八条(自衛

隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十五条の四の改正規定に限る。及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中航空法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十七条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十五条の第二項の改正規定、同法第三百三十二条の改正規定、同法第三百三十二条の三の改正規定、同法第三百三十五条第二十号及び第二十一号の改正規定、同法第四百四十八條第四号の改正規定(空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める部分に限る。)、同法第四百五十七條の五の改正規定(同条第五号中「第三百三十二条の二第十号」を「第三百三十二条の二第一項第十号」に改める部分、同条第四号中「第三百三十二条の二第九号」を「第三百三十二条の二第一項第九号」に改める部分、同条第三号中「第三百三十二条の二第四号」を「第三百三十二条の二第一項第四号」に改める部分、同条第二号中「第三百三十二条の二第二号」を「第三百三十二条の二第一項第二号」に改める部分及び同条第一号中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項」に改める部分に限る。)、同法第四百五十七條の四の改正規定(「第三百三十二条の二第一号」を「第三百三十二条の二第一項第一号」に改める部分に限る。並びに同法第四百五十八條第一号の改正規定(「第四百七十七條第二項」を「第四百七十七條第三項」に改める部分に限る。並びに附則第四条、第六条第一項、第八条(自衛隊法第七百七条第一項中「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二

の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。)、第十一條及び第十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中航空法第三百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十三條の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和二年法律 第 号)の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)のいずれか遅い日

第二条 第一条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。)第四百七条の二第一項(附則第十二條の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)第七條第二項及び附則第六條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出は、第二号施行日前においても、新航空法第四百七条の二第一項の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定による届出は、第二号施行日以後は、新航空法第四百七条の二第一項の規定による届出とみなす。

第三条 新航空法第三百三十一条の六第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新

航空法第三百三十一条の五及び第三百三十一条の六の規定の例により、その登録をすることができ
る。この場合において、その登録を受けた者
は、施行日に同条第一項の登録を受けたもの
とみなす。

3 第一項の規定による登録を申請しようとする
者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料
を納めなければならない。

4 新航空法第三百三十五条の二の規定は、前項の
手数料の納付について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前
にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条及び附則第十条に定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要となる経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

(検討)

第六条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定
の施行後五年を経過した場合において、新航空
法第四十七条及び第四十七条の二の規定の施行
状況について検討を加え、必要があると認める
ときは、その結果に基づいて必要な措置を講ず
るものとする。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期におい
て、先端的な情報通信技術を効果的に活用して
無人航空機(航空法第二十二項に規定する
無人航空機をいう。以下この項において同
じ。)の登録の手続の一層の円滑化及び迅速化を
図ることなど、無人航空機の飛行の安全に一層
寄与し、かつ、無人航空機を使用する事業の健
全な発展に資する先端的な技術の活用に関する

施策について検討を加え、その結果に基づいて
必要な措置を講ずるものとする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関す
る法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定及び日本国における国際連合の軍隊の
地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に
関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)
の一部を次のように改正する。

第二項中「第三百三十一条」の下に、「第三百三十
一条の四、第三百三十一条の七」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法の一部を次のように改正する。
第九十五条の四中「第九条第三項第三号」を
「第十条第三項第三号」に改める。

第七十七条第一項中「第九十条」の下に、「第百
三十一条の四、第三百三十一条の七」を加え、「第
百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二
一項第五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第八条」を「第八条
第一項」に、「又は同法」を「同法」に改め、「許
可」の下に、「同法第三百三十一条の六第一項の登
録、同法第三百三十一条の八第一項の登録の更
新、同法第三百三十一条の十第一項の届出又は同
法第三百三十一条の十三第一項の登録の抹消」を

加える。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の
日から施行日の前日までの間においては、前条
の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一
の百十八の項中、「同法第三百三十一条の六第一
項の登録、同法第三百三十一条の八第一項の登
録の更新、同法第三百三十一条の十第一項の届出又
は同法第三百三十一条の十三第一項の登録の抹
消」とあるのは、「又は無人航空機等の飛行によ
る危害の発生を防止するための航空法及び重要
施設の周辺地域の上空における小型無人機等の
飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律
(令和二年法律第 号)附則第三条第二項の
登録」とする。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ
効率的な設置及び管理に関する法律の一部改
正)

第十一条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体
的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平
成二十三年法律第五十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十一条第一項中「同条第二項」を「同条第
三項」に改める。

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等
に関する法律の一部改正)

第十二条 民間の能力を活用した国管理空港等の
運営等に関する法律の一部を次のように改正す
る。

第七条第二項及び第十二条第一項中「同条第
二項」を「同条第三項」に改める。

第十七条第一号中「第四十七条第二項」を「第
四十七条第三項」に改め、同条第二号中「空港保
安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める。

附則第六条第一項中「から第四十七条の三ま
で」を「(第二項第五号を除く。)、第四十七条の
二及び第四十七条の三」に、「(「空港」に「を」
及び「空港等及び航空保安施設」に、「」に「を」及
び同項第三号イに規定する共用空港航空保安施
設)」に、「同法附則第二条第一項第三号イを「同
号イ」に、「同条第二項中「空港等」を「同条第二
項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設(民
間航空専用施設に限る。)」と、同条第三項中「空
港等」に、「空港保安管理規程」を「空港機能管理
規程」に、「民間航空専用施設保安管理規程」を
「民間航空専用施設機能管理規程」に、「空港の
保安」を「空港」に、「民間航空専用施設の保安」
を「民間航空専用施設」に改め、同条第三項及び
第四項中「から第四十七条の三までの規定及び」
を「(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及
び第四十七条の三の規定並びに」に改める。

附則第九条第一号中「第四十七条第二項」を
「第四十七条第三項」に改め、同条第二号中「民
間航空専用施設保安管理規程」を「民間航空専用
施設機能管理規程」に改める。

附則第十五条第一項中「同条第二項」を「同条
第三項」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法
律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ハ中「第百三十
二条各号」を「第百三十二条第一項各号」に改
め、同号ニ中「第百三十二条の二第五号」を「第
百三十二条の二第一項第五号」に改める。

第二十五条の五第一項中「第百三十二条た
だし書」を「第百三十二条第二項第二号」に改め、
同条第二項中「第百三十二条の二ただし書」を
「第百三十二条の二第二項第二号」に改める。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第十四条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「単に」を「対象空港を」に、「対象大会関係空港」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象大会関係空港の」に、「対象空港」を「対象大会関係空港」に、「当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

審査報告書

科学技術基本法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和二年六月十六日

内閣委員長 水落 敏榮
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となつていく状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベ

ション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 科学技術・イノベーション基本法の目的に「科学技術の水準の向上」に加え、「イノベーション創出の促進」が追加されることにより、今後の科学技術政策がイノベーション創出に偏重することのないよう、科学技術基本法の本来の目的である科学技術の振興とイノベーション創出のバランスに十分留意すること。

二 第二期科学技術基本計画の計画期間以降、政府研究開発投資目標が達成されていない現状に鑑み、本法により「人文科学のみに係る科学技術」が科学技術・イノベーション基本法の対象に追加され、振興対象とする研究の幅が広がることも踏まえ、科学技術関係予算の拡充に努めること。

三 本法において、新たに研究開発法人及び大学等並びに民間事業者についても責務規定を設けたことを踏まえ、これらの者がイノベーション創出や人材育成・人材活用などに積極的に努めることができるよう、適切な措置を講ずること。

四 本法により、科学技術・イノベーション基本計画の策定事項に人材等の確保・養成・資質の

向上、適切な処遇の確保に関する施策等が追加されることに鑑み、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、研究者等の雇用の安定を確保するとともに、ポストドクターを含む若手研究者に自立と活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。

五 研究・技術開発の現場におけるダイバーシティが成果につながるという知見に基づき、女性研究者や外国人研究者が活躍できる環境を整備するよう努めること。

六 中小企業技術革新新制度(日本版SBIIR制度)について、中小企業者等によるイノベーション創出の促進が実効的になされるよう、制度を適切にマネジメントすることのできる人材の育成・配置を行うほか、制度全体の実績等の評価を専門家の知見を活用しつつ段階的かつ定期的に行うとともに、それを踏まえ必要な運用見直しを適宜適切に行うこと。

七 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、研究開発法人及び大学等並びに民間事業者における研究開発の遅れや、産学官連携の共同研究等の縮小など、研究・技術開発の現場への影響を速やかに調査・分析し、適切な措置を講ずること。

右決議する。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和二年六月二日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

科学技術基本法等の一部を改正する法律案
科学技術基本法等の一部を改正する法律
(科学技術基本法の一部改正)

第一条 科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

科学技術・イノベーション基本法
目次中「第八条」を「第十一条」に、「科学技術基本計画(第九条)」を「科学技術・イノベーション基本計画(第十二条)」に、「第十条」第十七条」を「第十三条」第二十條」に、「第十八条」を「第二十一条」に、「第十九条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ)の振興」及び「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「を図り」を「及びイノベーションの創出の促進を図り」に改める。

第十九条を第二十二条とする。

第十八条中「科学技術活動」の下に「及びイノベーションの創出に係る活動」を、「における科学技術」及び「国際的流通等科学技術」の下に「及びイノベーションの創出」を加え、第四章中同条を第二十一条とする。

第十七条の見出し中「民間」を「民間事業者」に改め、同条中「科学技術活動」の下に「及びイノベーションの創出に係る活動」を加え、「民間」を「民間事業者」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「研究開発」の下に「及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」を加え、第三章中同条を第二十條とする。

第十六条の見出し中「公開等」を「活用等」に改め、同条中「公開」を「適切な保護及び公開」に、「及び」を「並びに」に改め、「実用化」の下に「及

びこれによるイノベーションの創出」を加え、同条を第十九条とする。

第十五条の見出し中「効果的」を「効果的かつ効率」に改め、同条中「効果的」を「効果的かつ効率的」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条中「効果的」を「効果的かつ効率的」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条中「効果的」を「効果的かつ効率的」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第一項中「試験研究機関」の下に「研究開発法人」を加え、「民間等」を「民間事業者等」に、「以下」を「次条及び第十七条において」に改め、同条第二項中「効果的」を「効果的かつ効率的」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条第三項中「に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進に」として「を」の円滑な推進に」としては第十二条第二項第二号に掲げる人材が、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の推進に」としては同号八及び二に掲げる人材が、それぞれ「かんがみ、その」を「鑑み、これらの人材の」に改め、同条を第十四条とする。

第十条中「における」の下に「各分野の特性を踏まえた」を加え、同条を第十三条とする。

第九条第一項中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「科学技術基本計画」を「この条において「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同条第二項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同項第一号中「基礎

研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。」を削り、同項第三号中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条を同項第五号とし、同項第二号中「研究施設及び研究設備（以下「及び」という。）」を削り、同条を同項第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進を図るための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第九条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる人材の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
イ 研究者等
ロ 研究開発に係る支援を行う人材（イに該当するものを除く。）

ハ 研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材
二 研究開発の成果を活用した新たな事業の創出に係る支援を行う人材

第九条第三項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同条第四項中「科学技術の進展」を「科学技術及びイノベーションの創出の進展」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改め、同条第五項中「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に、「その要旨」を「これ」に改め、同条第六項中「科学技術基本計画」を「科学技術・

イノベーション基本計画」に改め、第二章中同条を第十二条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 科学技術・イノベーション基本計画

第八条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、第一章中同条を第十一条とする。

第七条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）」を「大学等」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「科学技術の振興」を「振興方針にのっとり、科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（研究開発法人及び大学等の責務）

第六条 研究開発法人及び大学等は、その活動が科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進に資するものであることに鑑み、振興方針にのっとり、科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努めるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その活動において研究者等及び研究開発に係る支援を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保及び研究施設等（研究施設及び研究設備をいう。以下同じ。）の整備に努めるものとする。

（民間事業者の責務）

第七条 民間事業者は、振興方針にのっとり、その事業活動に関し、研究開発法人及び大学等と積極的に連携し、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出に努めるものとする。

2 民間事業者は、研究開発及びその成果の実用化によるイノベーションの創出において研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の果たす役割の重要性に鑑み、これらの者の活用を努めるとともに、これらの者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、これらの者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第三条中「科学技術の振興」を「前条に規定する科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針（次条から第七条までにおいて「振興方針」という。）にのっとり、科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出しを「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」に改め、同条第一項中「科学技術の振興は、科学技術」を「科学技術・イノベーション創出の振興は、科学技術及びイノベーションの創出」に、「のための基盤」を「をもたらし源泉に、「かんがみ、研究者及び技術者（以下「研究者等」という。）」を「鑑み、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな

事業の創出を行う人材」に改め、同条第二項中「科学技術の振興を」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「均衡」を「各分野の特性を踏まえた均衡」に、「涵養」を「涵養、学際的又は総合的な研究開発の推進」に、「並びに」を「、学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進並びに」に、「大学（大学院を含む。以下同じ）、民間等」の「を」を「研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる」に、「かかわり合いを」を「関わり合い」に、「進歩」を「進歩及びイノベーションの創出」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条に次の四項を加える。	他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない。 一 少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応その他の我が国が直面する課題 二 食料問題、エネルギーの利用の制約、地球温暖化問題その他の人類共通の課題 三 科学技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題 第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。 (定義) 第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。	学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。 6 この法律において「大学等」とは、大学、大学院を含む。）及び大学共同利用機関をいう。 （科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正） 第二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。 目次中「国等」を「国及び民間事業者等」に、「第二節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）」を「第二節 中小企業者等によるイノベーションの創出の促進等（第三十条―第三十五条―第三十七条）」に、「第三節 研究開発の」を「第四節 研究開発の」に、「第十二条」を「第五十一条」に、「第五十三条」を「第五十二条」に改める。 第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。）」を削り、同条第五項を次のように改める。 5 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。 第二条第六項中「及び」の下に「研究開発の成果の実用化による」を加え、同条第八項中「第十五条の二第一項を除き」を削り、同条に次の三項を加える。 14 この法律において「中小企業者」とは、次の	各号のいずれかに該当する者をいう。 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 六 企業組合 七 協業組合 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に
3 科学技術の振興は、科学技術がイノベーションの創出に寄与するという意義のみならず学術的価値の創出に寄与するという意義その他の多様な意義を持つことに留意するとともに、研究開発において公正性を確保する必要があることに留意して行われなければならない。 4 イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によつてもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限つながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない。 5 科学技術・イノベーション創出の振興は、全ての国民が科学技術及びイノベーションの創出の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。 6 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題そ	2 この法律において「科学技術・イノベーション創出の振興」とは、科学技術の振興及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興をいう。 3 この法律において「研究開発」とは、基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。 4 この法律において「研究者等」とは、研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）並びに研究開発又はその成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者をいう。 5 この法律において「研究開発法人」とは、科	学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。 6 この法律において「大学等」とは、大学、大学院を含む。）及び大学共同利用機関をいう。 （科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正） 第二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。 目次中「国等」を「国及び民間事業者等」に、「第二節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）」を「第二節 中小企業者等によるイノベーションの創出の促進等（第三十条―第三十五条―第三十七条）」に、「第三節 研究開発の」を「第四節 研究開発の」に、「第十二条」を「第五十一条」に、「第五十三条」を「第五十二条」に改める。 第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。）」を削り、同条第五項を次のように改める。 5 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。 第二条第六項中「及び」の下に「研究開発の成果の実用化による」を加え、同条第八項中「第十五条の二第一項を除き」を削り、同条に次の三項を加える。 14 この法律において「中小企業者」とは、次の	各号のいずれかに該当する者をいう。 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 六 企業組合 七 協業組合 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に

より設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

15 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「新技術補助金等」という。)を交付するものとして政令で定めるものをいう。

16 この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長等(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、国等である独立行政法人の主務大臣(独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。第二十七条の三、第三十四条の六、第四十八条及び第五十二条において同じ。及び国等である特別の法律によつて設立された法人の主務大臣をいう。以下同じ。が、第三十四条の十一第一項の指針における同条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいう。

第三条第二項中「科学技術基本法(平成七年法律第三十号)第二条」を「科学技術・イノベーション基本法第三条」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「科学技術に関する研究者又は技術者(科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。)」を「研究者等」に改め、同項第二号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

化」を「研究開発等」に改め、同項第三号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化(次号及び第三十四条の六第一項第三号を「研究開発等(次号)に、「科学技術に関する研究者又は技術者」を「研究者等」に改める。第二十七条の三第一項中「独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)」を削る。

第四章の章名中「国等」を「国及び民間事業者等」に改める。

第三十四条の六第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等

(特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針)

第三十四条の八 国は、中小企業者の革新的な

科学技術基本法等の一部を改正する法律案

研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下単に「個人」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきもの(以下「特定新技術補助金等」という。)の交付に關し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の方針の変更について準用する。

5 国等は、特定新技術補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、第一項の方針に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(特定新技術補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

第三十四条の九 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、特定新技術補助金等の中小企業者及び個人への支出の実績の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第三十四条の十 内閣総理大臣、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定新技術補

助金等の交付に關し、各省各庁の長等に対し、中小企業者及び個人への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。(指定補助金等の交付等に関する指針)

第三十四条の十一 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付その他の支援に關する指針を定めるものとする。

2 前項の指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新技術補助金等のうち、前項の政策課題の解決に資する革新的な研究開発の実施及びその成果の実用化の促進を図るために国等が当該研究開発に關する課題を設定した上で当該課題に取り組む中小企業者及び個人に対して交付すべきものの基準に關する事項

二 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に關する事項

三 国等による指定補助金等の交付を受けて開発された物品及び役務の調達その他の指定補助金等に係る成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

3 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して第一項の指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の指針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。 6 国等は、第一項の指針に従つて、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。 (指定補助金等に係る研究開発の成果の概要の通知及び公表) 第三十四条の十二 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の成果の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。 (中小企業信用保険法の特例) 第三十四条の十三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。次項において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第十六項に規定する指定補助金等(以下単に「指定補助金等」という。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中	「二億円」とあるのは「三億円(指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。 2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保(保証人(特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものについては、適用しない。 (中小企業投資育成株式会社法の特例) 第三十四条の十四 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。 一 国等から指定補助金等を交付された中小企業者及び個人が指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二 国等から指定補助金等を交付された中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社(指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。))の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使に	より発行され、又は移転された株式を含む。))又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有 2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。))又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。))の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。 第四十九条を削り、第八章第五十条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。 第五十二条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五十一条とする。 第九章第五十三条を第五十二条とする。 別表第一中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 所 別表第一中第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。 二十七 独立行政法人経済産業研究所	別表第一中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号及び第三十七号を削り、第三十八号を第三十四号とし、第三十九号を第三十五号とし、同表に次の一号を加える。 三十六 独立行政法人環境再生保全機構 別表第三中第二十二号を第二十六号とし、第六号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。 七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 八 国立研究開発法人海洋研究開発機構 九 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 構 別表第三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 国立研究開発法人防災科学技術研究所 別表第三に次の一号を加える。 二十七 国立研究開発法人国立環境研究所 (一般職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。 第十条の四第一項第三号中「(人文科学のみに係るものを除く。第十一条の九第一項において同じ。)」を削る。 (中小企業等経営強化法の一部改正) 第四条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 「第五章 中小企業の新たな事業活動 第一節 新技術を利用した事業活動 第二節 雑則(第六十七条) 第六章 雑則(第六十八条―第七十五
---	--	---	--

の促進のための基盤整備
動の支援(第六十一条―第六十六条)を「第五

章 雑則(第六十一条―第六十九条)に、「第七

章」を「第六章」に、「第七十六条」を「第七十条」に改める。

第一条中「こと等」を「こと」に改める。

第二条第十六項及び第十七項を削る。

第三条第二項第四号を削る。

第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「第七十一条第五項」を「第六十五条第五項」に改める。

第五章の章名及び同章第一節を削る。

第五章第二節の節名を削り、第六十七条を第六十一条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第六章の章名を削り、第六十八条を第六十二条とし、第六十九条から第七十二条までを六条ずつ繰り上げる。

第七十三条第二項中「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」を「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」に改め、同条第四項中「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」を「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「第七十一条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同条を第六十七条とし、第七十四条を第六十八条とする。

第七十五条第二項中「第七十三条第十一項」を「第六十七条第十一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十六条第一項中「第七十一条」を「第六十五条」に改め、第七章中同条を第七十条とする。

第七章を第六章とする。

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法の一部改正)

第五条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十二条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十二年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

(国立研究開発法人防災科学技術研究所法の一部改正)

第六条 国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十五条の二中「平成二十年法律第六十三号」を削る。

(独立行政法人経済産業研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人経済産業研究所法(平成十

一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十二条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十二年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)

第八条 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十一条の二中「平成二十年法律第六十三号」を削る。

第十三条第一項中「業務」の下に「(同項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。)」を加える。

(国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正)

第九条 国立研究開発法人科学技術振興機構法

(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。)」を削る。

第四条中「(人文科学のみに係るものを除く。)」を削る。

第十二条中「二年」を「当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)」に改める。

(国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正)

第十条 国立研究開発法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)」を削る。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)

第十一条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の二中「平成二十年法律第六十三号」を削る。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人環境再生保全機構法(平

令和二年六月十七日 参議院會議録第二十五号

科学技術基本法等の一部を改正する法律案

三六

成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(株式等の取得及び保有)

第十条の三 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(国立研究開発法人海洋研究開発機構法の一部改正)

第十三条 国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十七条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第十四条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並

びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十七条の二中「(平成二十年法律第六十三号)」を削る。

(健康・医療戦略推進法の一部改正)

第十五条 健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「内閣府において処理する」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号中「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第五条第五項」を「科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第三十号)第二条第一項に、「第三項第七号の三及び第二十六号第一項第四号において」を「以下」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出(健康・医療戦略推進法(平成二十六年法律第四十八号)第一条に規定するものをいう)の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

第四条第三項第七号中「科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第三十号)第九条第一項)を科学技術・イノベーション基本計画

(科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項)に改める。

第四十条第一項中「知的財産戦略推進事務局」の下に、「科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局」を加える。

第四十条の四を第四十条の六とし、第四十条の三の次に次の二条を加える。

(科学技術・イノベーション推進事務局)

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十七号に掲げる事務をつかさどる。

2 科学技術・イノベーション推進事務局の長は、科学技術・イノベーション推進事務局長とする。

3 科学技術・イノベーション推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(健康・医療戦略推進事務局)

第四十条の五 健康・医療戦略推進事務局は、第四条第一項第十六号の二及び第十六号の三並びに第三項第七号の四に掲げる事務をつかさどる。

2 健康・医療戦略推進事務局の長は、健康・医療戦略推進事務局長とする。

3 健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、健康・医療戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、第一条の規定による改正後の科学技術・イノベーション基本法(次項において「新基本法」という)第十二条の規定の例により、科学技術・イノベーション基本計画を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は施行日前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた科学技術・イノベーション基本計画は、施行日において新基本法第十二条の規定により定められたものとみなす。

(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下この項及び次条において「新活性化法」という)第十五条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のうち独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人経済産業研究所若しくは独立行政法人環境再生保全機構(以下この条において「新研究開発法人」と総称する。)との間で定期労働契約(同項第一号に規定する有期労働契約をいう。次項において同じ。)を締結した者又は新活性化法第十五条の二第一項第三号若しくは第四号に掲げる者のうち新研究開発

法人との共同研究開発等(同項第三号に規定する共同研究開発等をいう。)に係る同項第三号若しくは第四号に規定する業務に専ら従事する者であつて、施行日前に労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第十五条の二第二項の規定は、同項に規定する者が新研究開発法人との間で締結していた有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち在大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法(以下この条において「旧中小強化法」という。)第二条第十七項に規定する特定補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。

2 旧中小強化法第六十五条の規定を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係については、新活性化法第三十四条の十三の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術

事業活動関連保証に係る保険関係とみなす。

3 旧中小強化法第六十六条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。)(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有については、それぞれ新活性化法第三十四条の十四第一項第一号及び第二号の規定により保有しているものとみなす。

(国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期(補欠の理事の任期を含む。)については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)
第七条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「科学技術基本法」を「科学技術・イノベーション基本法」に、「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第六十九条第二項の項中「第六十九条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同表第七十条第二項の項中「第七十条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同表第七十

十条第七項の項中「第七十条第七項」を「第六十四

条第七項」に改め、同表第七十一条第二項の

項中「第七十一条第二項」を「第六十五条第二項」

に改め、同表第七十二条第二項の項中「第七十二

条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同

表第七十六条第一項の項上欄中「第七十六条第

一項」を「第七十条第一項」に改め、同項下欄

中「第七十一条」を「第六十五条」に改め、同項下欄

中「第七十一条第二項」を「第六十五条第二項」に

改める。

(知的財産基本法の一部改正)
第九条 知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「かんがみ、科学技術基本法」を

「鑑み、科学技術・イノベーション基本法」に、

「第二条」を「第三条」に、「科学技術の振興」を

「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め

る。

審査報告書(法務委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

令和二年六月十七日

法務委員長 竹谷とし子
参議院議長 山東 昭子殿

(別紙)

一、採択すべきもの(二八件)

内閣に送付するを要するもの

裁判所の人的・物的充実に関する請願(二八
件)

第一一四九号、第一一五〇号、第一一五一
号、第一一六三号、第一一六四号、第二二
四二号、第一二四三三号、第一二四四号、第
一二四五号、第一四九三三号、第一四九四
号、第一四九五号、第一五八三三号、第一七
九四号、第一七九五号、第一八二九号、第
一八三〇号、第一八三一三号、第一八三二
号、第一八三三三号、第一八三四号、第一八
三五号、第一八三六号、第一八三七号、第
一八三八号、第一八三九号、第一八四〇
号、第一八四一号

審査報告書(厚生労働委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

令和二年六月十七日

厚生労働委員長 そのだ修光
参議院議長 山東 昭子殿

(5) 法務省は、二〇一五年九月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の5の(1)においていわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をして」

し、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（内閣参質一九八第六四号）の「二の2の3」及び九の1について「現在においても引き続き検討中」とされていたが、現在の状況を明らかにされたい。

また、二〇一九年に難民として認定された者のうち、いわゆる「新しい形態の迫害」に当たる者は含まれているか。含まれているのであれば、その人数及びどのような迫害を受けていたのかを明らかにされたい。

3 一次審査について

（一）二〇一九年に難民不認定処分を受けた者のうち、事情聴取が一度も行われなかった事案はあるか。あれば、その理由を明らかにされたい。

（二）二〇一九年三月に公表された「令和元年における難民認定申請者数等について」によれば、二〇一九年の一次審査処理数は一昨年と比べて約四十七パーセント減少し、平均処理期間は約十七月と、二〇一〇年以降最長を記録している。本来、難民認定申請は速やかに処理されるべきだが、処理数が大幅に減少している理由は何か。また、処理数を一昨年の水準に戻すために、どのような措置を講じる予定か。政府の見解を示されたい。

4 訴訟について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認

定処分無効確認請求訴訟について、二〇一九年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされたい。加えて、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後、又は、難民認定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付与されなかったケースはあるか。あれば、その理由を併せて示されたい。

二 空港等での庇護申請関係の統計について

前述した通り、政府は二〇一五年九月から「難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するための難民認定制度の運用の見直しを行っているという。空港は難民保護のまさに最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているかどうかを示す、重要な指標である。そこで、以下質問する。

1 二〇一九年に一時庇護上陸許可を申請した者の数及び許可状況を国籍別に示されたい。

2 二〇一八年及び二〇一九年の我が国の空港における難民認定申請件数を、申請が行われた空港別に示されたい。仮に二〇一七年までは統計がとられていたにもかかわらず、二〇一八年以降統計がとられておらず、空港における難民認定申請者の実態が把握されていないとすれば、難民条約第三十三条第一項が定めるノン・ルフールマン原則が遵守されているかどうかを検証することすら不可能である。当該統計をとることに對する、政府の見解を示されたい。

3 前記二の2に関し、二〇一九年に空港にて難民認定申請をした者について、仮滞在の許可、不許可別の人数を示されたい。また、仮

滞在が不許可となった者について、不許可理由別の人数を明らかにされたい。

三 難民認定申請者の収容について

1 二〇一九年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数と、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2 二〇一九年に出入国在留管理庁の収容施設に収容された者の数と、そのうち、空港から移送された者の数を、収容施設別に示されたい。

四 保護費の支給状況について

1 二〇一九年度（全期間）の統計がとれていない場合はとれている期間。以下四の5まで同じ。について、保護費を申請した者の数、保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2 二〇一九年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間、平均受給期間をそれぞれ示されたい。

3 二〇一九年に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳、申請から結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

4 二〇一九年度の難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「ESFRA」という。）の利用者数を性別、国籍別に示されたい。また、保護費の申請からESFRAの利用開始までの平均日数、最短期間及び最長日数をそれぞれ示されたい。

5 二〇一九年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、二〇一八年度及び二〇

一九年度のESFRAの予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

五 難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議について

1 二〇一八年十月三十一日の第二回検証結果の公表以降の、難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）の開催状況を明らかにされたい。仮に第二回検証結果の公表以降、有識者会議が開催されず、二〇一六年十二月より後に難民認定手続が終了した案件に関して、有識者会議による検証が全く行われていないとすれば、この間に行われた四類型への振り分けの適正性は担保されていないと考えられるが、政府の見解を示されたい。

2 有識者会議の今後の開催予定を明らかにされたい。

右質問する。

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書

一の1の(1)及び(2)について

令和元年末時点で難民認定申請（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の第二

項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。中の者の数及び審査請求（入管法第六十一条の二の九第一項の審査請求をいい、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第七十五条の規定による改正前の入管法第六十一条の二の九第一項の異議申立てを含む。以下同じ。中の者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

一の1の(3)について

平成三十一年及び令和元年に地方出入国在留管理局等（地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百二号）第二条の規定による改正前の法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第一項の地方出入国管理局及び同法第二十二條第一項の地方出入国管理局支局を含む。）をいう。における振り分けの段階で明らかに濫用・誤用的な案件として振り分けられたB案件又はC案件（難民認定事務取扱要領（平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国管理局長通知）に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。以下同じ。）の数は、B案件が二百八十一件であり、C案件が四百九件である。

一の2の(1)、(2)及び(4)並びに二の3について

平成二十八年から平成三十年までの間に難民と認定した者（審査請求手続において認定した者を含む。）九十人のうち、二回目以降の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は五人（速報値）であり、退去強制令書発付後に難民と

認定したものの数は八人（速報値）である。

また、平成二十八年から平成三十年までの間に難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めた者百八十二人のうち、二回目以降の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は五十七人（速報値）であり、退去強制令書発付後に在留を特別に許可したものの数は八十五人（速報値）である。

平成三十一年及び令和元年に係るその余のお尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等（地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。）に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

一の2の(3)及び二の2について

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難であり、また、御指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

一の2の(5)について

御指摘の「いわゆる『新しい形態の迫害』に係る御指摘の『仕組み』の内容については、難民審査参与員からの提言や諸外国の実例なども参考にしながら、現在においても引き続き検討中であり、この「いわゆる『新しい形態の迫害』を受けたことを理由に平成三十一年及び令和元年に難民の認定を受けた者はいない。

一の3の(1)について

平成三十一年及び令和元年に難民不認定処分をした者について、難民調査官が行った入管法第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査において、難民認定申請をした者に対する事情聴取を実施したか否かは網羅的には把握していないが、二回目以降の難民認定申請において、それ以前とは異なる新たな難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号）上の迫害事由に該当する事情を主張していない場合であって、難民認定申請をした者が難民調査官による事情聴取を希望せず、かつ、過去の記録や申請書等の提出資料により難民の認定をするかしないかを判断できる等の理由により、事情聴取を行わなかった事案があることは把握している。

一の3の(2)について

前段のお尋ねについては、平成三十一年一月十五日に行った「難民認定制度の運用の更なる見直し」によって、濫用・誤用的な難民認定申請が激減したと考えられるところ、平成三十一年及び令和元年に処理した案件では、平成三十年の処理案件の多数を占めた、比較的審査に時間を要しない濫用・誤用的な案件が減少した一方、難民の地位に関する条約上の迫害事由に明らかに該当しないとはいえず、審査に時間を要する案件が増加したことが、処理数減少の主たる理由であると考えている。

後段のお尋ねについては、御指摘の「処理数を一昨年の水準に戻すために」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、真の難民の迅速かつ確実な保護のため、引き続き迅速な案件処理に努めていく考

えである。

一の4について

出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、平成三十一年及び令和元年に提起された件数は十五件、令和元年末時点までに終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で六十八件である。

また、平成三十一年及び令和元年において、難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難民認定義務付け訴訟における国の敗訴が確定した事案はない。

二の1について

お尋ねについては、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

三の1について

令和元年末時点での出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は千五十四人（速報値）であり、このうち、難民認定申請中のものの数は百三十三人、審査請求中のものの数は二百七十三人（いずれも速報値）であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の2について

平成三十一年及び令和元年の出入国在留管理庁の収容施設における入所人員の総数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。また、「そのうち、空港から移送された者の数」に関するお尋ねについては、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四の1について

令和元年度において、難民認定申請をしてい
る者のうち生活に困窮するものに対する支援と
してする保護費の支給(以下「保護措置」とい
う。)の申請をした者の数は、五百七十四人であ
り、保護措置を受けた者の数は、三百六十二人
である。

四の2について

外務省においては、難民認定申請者保護事業
等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難
民事業本部(以下「委託先」という。)に委託して
いるところ、令和元年度における、委託先が保
護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始
して差し支えない旨の結果通知を委託先が外務
省から受けるまでの期間の平均は、約五十六日
である。

また、令和元年度における保護措置を受けた
者の平均受給期間は、約十一箇月である。

四の3について

平成三十一年及び令和元年において、保護措
置の申請をしたものの保護措置の開始が不適当
と判断された者の数は、百十五人であり、その
国籍は、アフガニスタン、アルジェリア、アル
メニア、イエメン、イラク、イラン、インド、
ウガンダ、エジプト、ガーナ、カメルーン、ガ
ンビア、ギニア、コンゴ民主共和国、スリラン
カ、セネガル、中華人民共和国、チュニジア、
トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタ
ン、バングラデシュ、ブルキナファソ、マリ、
ヨルダン及びリベリアである。

また、平成三十一年及び令和元年における、
委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の
開始が不適当である旨の結果通知を委託先が外

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

務省から受けるまでの期間の平均は、約五十一
日である。

四の4について

令和元年度において、保護措置の対象者のう
ち直ちに住居を確保する必要があるものに対す
る支援として提供している難民認定申請者緊急
宿泊施設(以下「緊急宿泊施設」という。)を利用
した者の数は、三十人であり、その男女別の内
訳は、男性が二十三人、女性が七人であり、国
籍別の内訳は、イランが一人、エチオピアが三
人、カメルーンが五人、コンゴ共和国が一人、
コンゴ民主共和国が十一人、チュニジアが六
人、トルコが一人、モロッコが一人、リベリア
が一人である。

また、保護措置の申請から緊急宿泊施設の利
用開始までの平均日数は約七日、最長日数は零
日、最長日数は四十九日である。

四の5について

お尋ねの令和元年度の支給額は、①保護費が
一億三千四百二十五万三千六百六十三円、②生
活費が八千八百四十六万七千九百七十七円、③住居
費が三千九百七十九万四千七百五円、④医療費
が五百九十九万八千八百六十一円である。

また、緊急宿泊施設の予算額は、平成三十年
度は二百九十五万四千八百八十円、令和元年度
は三百四十四万四千円であり、執行額は、平成
三十年度は三百十万七千七百三十五円、令和元年
度は三百五十六万三千百九十一円である。

五について

平成三十年十月三十一日以降、御指摘の有識
者会議の委員による会議は開催されておらず、
また、今後の開催は未定である。

現在、難民認定制度の濫用・誤用的な申請の

質問主意書及び答弁書

迅速処理等の対象となる案件の振り分けは、同
会議による検証結果における指摘を踏まえて適
正に行っているところであり、引き続き、案件
の適正な振り分けに努めてまいりたい。

破壊活動防止法と日本共産党との関連に関す
る質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

令和二年六月三日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

破壊活動防止法と日本共産党との関連に関
する質問主意書

破壊活動防止法(以下「破壊法」という。)と日本
共産党との関連について質問する。

一 破壊法で定める暴力主義的破壊活動とは、何
を指すか。

二 日本共産党は現在においても破壊法に基づ
く調査対象団体に含まれるか。

三 昭和二十年八月十五日以後、日本共産党が合
法政党となつてから、日本共産党及び関連団体
が日本国内に於いて、暴力主義的破壊活動を
行った事例があるか。

四 平成元年二月十八日、第百十四回国会の衆議
院予算委員会において石山陽公安調査庁長官
(当時)が答弁している日本共産党のいわゆる
「敵の出方論」に対する認識は、今も変わらな
い。

右質問する。

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員鈴木宗男君提出破壊活動防止法と日
本共産党との関連に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出破壊活動防止法
と日本共産党との関連に関する質問に対す
る答弁書

一について

暴力主義的破壊活動とは、破壊活動防止法
(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項
各号に掲げる行為をいう。具体的には、刑法上
の内乱、内乱の予備又は陰謀、外患誘致等の行
為をなすこと、政治上の主義若しくは施策を推
進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつ
て刑法上の騒乱、現住建造物等放火、殺人等の
行為をなすこと等である。

二について

日本共産党は、現在においても、破壊活動防
止法に基づく調査対象団体である。

三について

お尋ねのうち、「関連団体」については、その
具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、
お答えすることは困難であるが、政府として
は、日本共産党が、昭和二十年八月十五日以
降、日本国内において暴力主義的破壊活動を行
った疑いがあるものと認識している。

四について

現在においても、日本共産党のいわゆる「敵
の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はな
いものと認識している。

第二次世界大戦後の連合国軍事裁判における
B C 級戦犯に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年六月三日

有田 芳生

参議院議長 山東 昭子殿

第二次世界大戦後の連合国軍事裁判における
B C 級戦犯に関する質問主意書

日本は戦後七十五年を迎えますが、第二次世界大戦後に連合国による軍事裁判によつて裁かれた B C 級戦犯者のことはあまり国民に知られていません。

当事者らの手記や研究者による書籍や論文が公にされてきましたが、日本政府としての包括的な調査と報告が欠落していると思われま

日本が引き起こした戦争犯罪について、政府と国民が正確に認識し、歴史として正しく伝え、内外に発信していくことは、国際的な責務です。

以下、B C 級戦犯者の問題について質問します。

一 連合国による軍事裁判は何か所で行われ、全部で何件あり、被告は何人で、そのうち有罪とされたのは何人ですか。

二 連合国による軍事裁判の被告、有罪者の中には、植民地だった朝鮮・台湾あるいは他の国籍の方もいました。被告、有罪者となった人は、日本人もふくめてそれぞれ何人ですか。民族・国籍別の数字をお示しください。

三 連合国による軍事裁判で有罪とされた方々はどうのような容疑によつて訴追され、その罪を認定されたのか、犯罪の類型別件数や傾向についてお示しください。

四 連合国による軍事裁判の記録のすべてを日本政府は保管していますか。記録は日本政府のどの部局が収集し、現在保管しているのかをお示しください。

五 日本政府が入手した連合国による軍事裁判の記録の控えは、被告人や遺族に直接提供されていますか。あるいは求められれば提供しますか。日本政府の方針をお示しください。

六 日本政府は連合国による軍事裁判の外国籍受刑者・遺族に、裁判の結果やその内容について告知しましたか。

七 連合国による戦犯裁判は勝者による不当な裁きであったと批判する主張が根強くあります。日本政府はこうした主張についてどう認識していますか。

八 B C 級戦犯者の問題はすでに歴史の一部となりつつあります。しかし外国籍(韓国・朝鮮・台湾)の元 B C 級戦犯者・遺族は現在も日本国による措置を求めて訴えを続けています。

この問題に関する訴えを受理した東京地裁・東京高裁・最高裁はいずれも韓国人元 B C 級戦犯者の境遇に深く同情し、日本人元戦犯との差別是正のための立法を促しています。一九九八年七月十三日に東京高裁は、判決文で以下のよう

に述べています。
「…国際的、政治的その他の諸事情によるやむを得ない面があったとはいえ、戦犯者控訴人らについてみれば、ほぼ同様にあった日本人、更には台湾住民と比較しても、著しい不利益を受けていることは否定できない。

このような状況の下で、戦犯者控訴人らが不平等な取り扱いを受けていると感じることは、理由のないことではないし、その心情も理解し得ないものではない。

この問題について何らの立法措置が講じられていないことが立法院の裁量の範囲を逸脱しているとはいいないとしても、適切な立法措置がとられるのが望ましいことは、明らかである。第二次大戦が終わり、戦犯控訴人らが戦犯者とされ、戦争裁判を受けてから既に五十年余の歳月が経過し、戦犯者控訴人らはいずれも高齢となり、当審係属中にも、そのうちの二人が死亡している。国政関与者において、この問題の早期解決を図るため適切な立法措置を講じることが期待される。」

この指摘からすでに二十年以上が経ちます。台湾の元軍人・軍属や在日の韓国籍の戦傷病者らが日本政府に補償を求めた裁判でも、判決の中で同様に立法解決を促す勧告が行われ、後にそれぞれ立法措置が取られています。

現在、外国籍 B C 級戦犯者の訴えに対して日本政府はどのように向き合おうとしているのでしょうか。その認識と方針をお示しください。

右質問する。

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出第二次世界大戦後の連合国軍事裁判における B C 級戦犯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出第二次世界大戦後の連合国軍事裁判における B C 級戦犯に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「連合国による軍事裁判」の具体的な範囲が明らかではなく、お答えすることは困難

である。

なお、その上で申し上げれば、第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関して行われた裁判としては、①東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判、②東京において行われたいわゆる G H Q 裁判及び③連合国各国が開いた法廷において行われた裁判があったと承知している。③については、米国はマニラ、横浜、上海、グアム等において、英国はシンガポール、クアラルンプール、タイピン、ラングーン、香港、ベナン、ジェッツェルトン、メイミヨウ等において、オーストラリアはラバウル、ウエワク、モロタイ、ダーウイン、シンガポール、香港、マヌス等において、オランダはバタヴィア、バリクパバン、マカッサル、モロタイ、ポンチャナック、メナド、アンボン、メダン、クーパーン、バンジェルマシ、ホーランドイア等において、中国は上海、南京、広州、北京、徐州、漢口、瀋陽、濟南、台北、太原等において、フランスはサイゴンにおいて、フィリピンはマニラにおいて裁判を行ったと承知している。これらの裁判において起訴された者は五千七百三十人であり、うち、死刑、無期刑又は有期刑に処せられた者は四千四百二十九人であると承知している。

二について

お尋ねの「連合国による軍事裁判」の具体的な範囲が明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、その上で申し上げれば、朝鮮半島出身者及び台湾出身者で戦争犯罪裁判において起訴された者の数、その裁判結果等については、いづれもその実態を正確に把握できないが、資料から推定できる受刑者総数は、朝鮮半島出身者

について百五十人程度、台湾出身者について百七十人程度と承知している。

三から六までについて

お尋ねの「連合国による軍事裁判」の具体的な範囲が明らかではなく、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「勝者による不当な裁き」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、その上で申し上げれば、極東国際軍事裁判所等の裁判については、法的な諸問題に関して種々の議論があることは承知しているが、我が国は、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)第十一条により、当該裁判を受諾しており、国と国との関係において、当該裁判について異議を述べる立場にはない。

八について

お尋ねの「外国籍BC級戦犯者の訴え」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年六月四日

福島みずほ

参議院議長 山東 昭子殿

米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問
問主意書

在日米軍基地の一つである岩国基地において、基地司令官の指示により、米軍人・軍属と日本人

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

質問主意書及び答弁書

配偶者の間に生まれた子ども(日本とアメリカの二重国籍の場合もある)や、基地従業員及び取引業者の子どもが、日本の学校に登校することを禁止(五月七日から六月八日までの予定)され、一ヶ月以上にもわたり多くの子どもが欠席せざるを得ない状況が続いている。岩国基地においては、米軍人が子どもを学校に通わせただけの場合は処罰の対象とする一方で、日本人の基地従業員や取引業者についても「子供が通学をやめて十四日経過するまでは基地の中に入ることを許さない」などという対応を行い、子どもたちの教育環境や親の仕事に深刻な影響が出る事態となっている。そこで、このような行為について、以下質問する。

一 これらの行為は、日本国憲法第二十六条の「教育を受ける権利」への侵害に当たるとはいえないか。政府の見解を明らかにされたい。

二 これらの行為は、「子どもの権利条約」の前文並びに第一条乃至第六条に違反するのではないのか。政府の見解を明らかにされたい。

三 これらの行為は、ILO第百五十六号条約(一九八一年の家族的責任を有する労働者条約)第三条第一項「男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であつて職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。」に違反するのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

四 これらの行為は、厚労省が定めた「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置

等についての指針」(令和二年一月十五日厚生労働省告示第五号)における「職場におけるパワーハラスメント」(職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であつて、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの)に該当し、同指針に抵触するのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員福島みずほ君提出米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「米軍人・軍属」及び「取引業者」の個々の勤務状況やその子の教育の状況については、政府として把握しておらず、これらの者に對する岩国飛行場における措置に係るお尋ねについて、お答えすることは困難である。

他方、我が国が雇用し、同飛行場において駐留軍等労働者として勤務する従業員(以下「在日米軍従業員」という。)については、令和二年四月以降、在宅勤務等を実施しており、同飛行場の司令官の要請により在日米軍従業員の子が通学できなくなったとの報告はないことから、御指摘のような問題が生じているとは認識していない。

なお、岩国市においては、同飛行場に係る者の子であるか否かにかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響等により、同市の小中学校に登校していない子に対して、家庭学習の支援等を行うことで、その学習機会の確保に努めていると承知している。

刑法上の犯罪と行政処分上の事実認定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年六月四日

浜田 聡

参議院議長 山東 昭子殿

刑法上の犯罪と行政処分上の事実認定に関する質問主意書

前東京高検検事長黒川弘務氏(以下「黒川氏」という。)は、朝日新聞社、産経新聞社の記者らとともに千点百円のレートで賭け麻雀を行った(以下「本件事案」という。)。政府は、本件事案を事実認定し、黒川氏を訓告処分にした(以下「本件処分」という。)

無論、本件事案が賭博罪等の犯罪に当たるといえるかは、最終的には裁判所が判断すべきものであると考えるが、それ以前の段階として、政府が当該事案を犯罪にあたるかと考えているか否かについては、国民の関心が高くなっている。本件処分の事実認定については、一般職国家公務員たる検事総長以下、一般職国家公務員が関わっているとの政府答弁がある。そこで以下質問する。

一 刑事訴訟法二百三十九条二項の「官吏又は公

吏」とは、一般職国家公務員を含むか。また、検事を含むか。

二 本件事案につき、政府職員は黒川氏を刑事訴訟法二百三十九条二項に基づき刑事告発しているか。なお、刑事訴訟法二百三十九条二項が単なる訓示規定ではないことは、東京高裁平成十四年十二月十日判決(判例時報一八二五号九五頁)等より明らかである。

なお、本質問主意書については、事案の重大性や国民的関心に鑑み、通常通り転送から七日以内での答弁を求めるが、答弁書の文字がいわゆる青枠の五ミリ以内に収まっていなくてもかまわない。

右質問する。

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出刑法上の犯罪と行政処分上の事実認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出刑法上の犯罪と行政処分上の事実認定に関する質問に対する答弁書

一について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三十九条第二項に規定する「官吏又は公吏」は、捜査機関を除く国家公務員又は地方公務員を意味するところ、検事は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第二項に規定する「一般職の国家公務員であるものの、捜査機関であることから、当該「官吏又は公吏」に

含まれないと考えている。

二について

個別具体的な事案における告発の有無を明らかにすることは、捜査機関の活動内容に関わる事柄であることから、お尋ねについてはお答えを差し控えたい。

放課後児童クラブに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年六月五日

矢田わか子

参議院議長 山東 昭子殿

放課後児童クラブに関する質問主意書

児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は共働き世帯の増加に伴い、また新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業に伴う児童の居場所として、事業の必要性が一段と高まっている。子どもが安心して過ごし、また保護者も安心して子どもを預けられるよう、放課後児童クラブの量的拡充と質の改善が求められる。そこで、以下、質問する。

一 政府は「新・放課後子ども総合プラン」にて、放課後児童クラブを令和三年度末までに約二十五万人分を整備し、待機児童解消を目指すとしているが、現在の達成状況と今後の見通しを明らかにされたい。また、児童福祉法改正により平成二十七年から利用児童は「小学校に就学している児童」となり六年生まで利用可能となった。しかし地域によっては低学年が優先さ

れ、高学年になると施設を退所せざるを得ない状況も報告されている。学年にかかわらず希望するすべての児童が利用できるよう、法改正の趣旨を再度徹底すべきと考え、政府の見解を明らかにされたい。

二 厚生労働省による調査(令和元年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況)によると、放課後児童クラブの平日の終了時刻は十八時半前が五割弱(四十三・二%)を占め、また長期休暇等の開所時刻は八時以降が約七割(六十八・五%)に上る。保育園と比べ預け時間が短くなっていることにより、子の小学校就学後に仕事と育児の両立が困難になるケースもある。また、学校の長期休暇中については開所時刻を早めてほしいとの保護者の要望も多く見られる。このことから、放課後児童クラブの終了時刻、開所時刻については、保護者の就労状況等を踏まえて運営している保育所と同等程度にすべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 学童保育の支援の単位は、厚生労働省が設けた基準では「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする」(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第十条第四項・参酌基準)としている。これは「子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」として定められたものである。しかし、全国学童保育連絡協議会の「二〇一九年調査」によると、施設(支援の単位数)の三十八%が四十一人以上となっており、十分なスペースが確保できず活動を制限せざるを得ない施設もある。児童の安全確保および生活の場を保障するため、支援の単位を、自治体に委ねるのではなく全国一律の水準とし、同基準の遵守を徹底する必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 放課後児童支援員の処遇について、勤続年数や研修実績等に応じて月一万円から三万円の賃金改善に要する費用を補助する「キャリアアップ処遇改善事業」が平成二十九年年度から実施されているが、それでも支援員の処遇は依然として他職種に比べて低位の状況にある。一方、政府は人材確保が困難なことを理由に、令和二年四月から職員の資格と配置基準を「参酌化」としたが、子どもが安心して過ごすためには、施設で働く職員が専門性を高め、やりがいを持ち働き続けられる環境整備が欠かせない。まず行うべきことは、職員の資格取得支援と処遇改善を行うことにより人材を確保することと考えるが、政府のさらなる処遇改善に向けた具体的な施策を明らかにされたい。

五 令和元年五月三十日、参議院内閣委員会でも決された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」の第二項は、「放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること」としているが、この実態調査に関する政府の取り組み状況を明らかにされたい。

右質問する。

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員矢田わか子君提出放課後児童クラブに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員矢田わか子君提出放課後児童クラブに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「現在の達成状況と今後の見通し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の第三項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)については、政府として、引き続き、受皿の拡充に取り組んでいるところであり、令和元年五月一日現在の待機児童数は一万八千二百六十一人であるところ、令和元年度から令和五年度末までの五年間で、約三十万人分の受皿が整備される見込みである。

また、御指摘の「法改正の趣旨を再度徹底すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、放課後児童クラブの利用の在り方については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、地域の実情に応じた、個別具体的に判断されるべきことであると考えている。

二について

御指摘の「保護者の就労状況等を踏まえて運営している保育所と同等程度にすべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、放課後児童クラブの開所時間については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

質問主意書及び答弁書

(平成二十六年厚生労働省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第十八条第一項の規定により、放課後児童健全育成事業者は、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めることとしている。

三について

お尋ねの放課後児童クラブの支援の単位については、児童福祉法第三十四条の八の第二項及び第二項の規定により、市町村は、放課後児童クラブの設備及び運営について、設備運営基準を参酌して、条例で基準を定めなければならないこととされ、また、設備運営基準第十条第四項の規定により、一の支援の単位を構成する児童の数を、おおむね四十人以下とすることとされており、市町村において、地域の実情に応じて、個別具体的に判断されるべきことであると考えている。

四について

お尋ねの「処遇改善に向けた具体的な施策」については、政府において、平成二十九年度から放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施しているところであり、引き続き、設備運営基準第十条第一項に規定する放課後児童支援員の処遇改善に努めてまいりたい。

五について

お尋ねの「実態調査」については、現在、厚生労働省において、その具体的な方法を検討しているところである。

子育て援助活動支援事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和二年六月五日

矢田わか子

参議院議長 山東 昭子殿

子育て援助活動支援事業に関する質問主意書

子育て援助活動支援事業、いわゆる「ファミリー・サポート・センター事業(以下「本事業」という。))は、市町村が地域において子育てを支援してほしい人(依頼会員)と子育てに協力してくれる人(提供会員)をつないで、両者の活動をサポートするための連絡・調整を行い、支援する事業である。地域のつながりが希薄化する中で、地域の中で住民同士が子育てを支え合う本事業は地域コミュニティの再生につながることも期待されている。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校が一斉休業される中、その代替措置として、本事業の必要性が一段と高まったものと考えられる。一方で本事業を推進するにあたっては、安全対策の強化や、制度の周知度などの課題が指摘されているので、以下のとおり、質問する。

一 本事業においては、子を預けたいとする依頼会員希望者も、子を預かりたいとする提供会員希望者も、ともに安全面などに不安をもっており、登録に二の足を踏む人が少なくない。この不安を解消するために、安全対策の徹底的強化が求められているが、「子育て援助活動支援事業実施要綱」では、AED等の緊急救命講習の受講は義務化されているものの、それ以外の医師等が行う「安全・事故」の講習の受講は義務化

されていない。また、「平成二十八年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査」によると、緊急時ガイドライン等を備えている提供会員は二十四%に留まっている。

したがって、本事業を拡充するためにも、安全対策研修や緊急時ガイドライン策定を必須化するなど、安全対策を強化すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会が実施した労働組合員へのアンケート調査では、本事業を知らないといった声が多数示された。本事業の認知度向上をはかる必要があるが、例えば、乳児家庭全戸訪問の際に本事業の紹介活動を行うなどの対策が考えられる。様々な機会を通じて周知強化を図るべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員矢田わか子君提出子育て援助活動支援事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員矢田わか子君提出子育て援助活動支援事業に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(以下単に「子育て援助活動支援事業」という。))における児童の預かりの質の確保は重要であると考えており、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポー

令和二年六月十七日 参議院会議録第二十五号

質問主意書及び答弁書

四六

ト・センター事業)の実施について(平成二十六年五月二十九日付け雇児発〇五二九第十七号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、令和元年度から、「援助を行う会員全員に対して必ず実施する」講習として、御指摘の「緊急救命講習の受講」に加え、「事故防止に関する講習」を位置付け、さらに、令和元年九月二十日に同通知を改正し、「緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも五年に一回必ず実施することを明示することにより、子育て援助活動支援事業の安全対策の強化を図ってきたところである。

二について

お尋ねについては、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の適切な実施について」の留意事項について(令和元年九月二十日付け子発〇九二〇第一号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)において「新生児訪問等、個別家庭への訪問をする際に事業を案内」することを示しているところであり、政府としては、引き続き、様々な機会を捉えて子育て援助活動支援事業について周知してまいりたい。

小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年六月五日

参議院議長 山東 昭子殿 紙 智子

小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問主意書
安倍晋三首相は、二〇二〇年二月二十七日、新型コロナウイルス感染症対策としての科学的根拠も専門家の議論も踏まえ、全国一律に学校給食を要請しました。突然の小中学校の休校に伴って学校給食が中止になったことで、学校給食に関わる関係者は対応に追われ、年間を通じて計画的に農林水産物を生産している生産者、計画的に食材を納入している事業者は大きな損失を受けました。

文部科学省は、急きょ、「学校臨時休業対策費補助金」で食材に対する違約金の支払いを支援する仕組みを創設しましたが、支払いをめぐって混乱が生じました。
四月に入り四月七日に緊急事態宣言が発せられ引き続き学校の休校が続いたことから、学校給食の納入業者、生産者の支援策は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」で行うことになりましたが、地方公共団体の判断になるので、支援などの実態が明らかにできていません。そこで、以下、質問する。

一 「学校臨時休業対策費補助金交付要綱」では、「学校給食費返還等事業」の目的は、名前の通り「学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を支援する」とありますが、給食中止に伴って被害を受ける、食材納入業者、生産者への対応を明文化していない。何故、明文化しなかったのか、政府の見解如何。
二 本年三月の学校一斉休校に伴うキャンセル等により発生した損失・逸失について、地方公共団体によって違約金の対応に差があります。ま

た、学校への食材納入業者が、今後の契約を気にするあまり違約金の請求を行わないまま泣き寝入りしたり、納入業者や産地へ身銭を切って補償したという話が出ています。地方公共団体、食材納入業者の対応によって補償に差があれば問題です。安倍首相の要請に起因した学校給食食材のキャンセルですので、損失分がもれなく支払われるよう実効ある指導を政府の責任で果たしていただきたいが、政府の見解如何。

三 「学校臨時休業対策費補助金」の交付決定額、保護者への給食費返還額、給食食材納入業者、生産者の申請額並びに支払額を明らかにされた

四 本年四月に緊急事態宣言が発せられたもとで、学校給食関係事業者への支援については、令和二年度補正予算(二〇二〇年四月三十日成立)の地方創生臨時交付金において対応することになっているが、実態は定かでない。政府は地方公共団体に対して、学校給食中止に伴う納入業者、生産者支援をどのように行ったのか。具体的に明らかにされたい。

五 農林水産省において「食べて応援学校給食キャンペーン」特設通販サイトが設置され、本年五月七日に販売を終了しました。現在、分散登校など学校の再開が始まりましたが、学校給食が通常の状態に戻るには時間がかかりそうです。納入業者や生産者等を対象にした中長期的な国内産農産物の販売促進を促す仕組みを明らかにされたい。

六 休校になった本年四月から五月の授業について、夏休み等を短縮するなどして授業日数を確保する動きが出ています。そこで、学校給食の供給日数、年間を通じた事業計画がどのように設定されるのか明らかにされたい。

七 今後、生乳の余乳が発生すれば、「バター、脱脂粉乳」など加工製品の在庫がたぶつくことになります。生乳の需給調整をどのように行うのか。明らかにされたい。

八 二〇一九年の小中学校給食の食材契約金額等を三月から七月まで月別に明らかにされたい。右質問する。

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員紙智子君提出小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出小中学校の学校給食中止に伴う食材納入業者、生産者の支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「給食中止に伴って被害を受ける、食材納入業者、生産者への対応」については、学校臨時休業対策費補助金(以下「補助金」という)の交付要綱において、補助金のうち学校給食費返還等事業の補助対象経費として「学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費」及び「事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等」を明記している。

二について

御指摘の「学校への食材納入業者」に対して違約金を支払うかどうかについては、当該「学校への食材納入業者」と学校の設置者等との契約内容を踏まえ、まずは、当該学校の設置者等の契約当事者において判断されるべき問題である

が、「学校への食材納入業者」に対する支援が適切に行われるよう、文部科学省において、学校の設置者に対し、補助金の活用を促してまいりたい。

三について

令和二年六月十日時点の補助金の交付決定額は約四十七億円である。お尋ねの「保護者への給食費返還額、給食食材納入業者、生産者の申請額並びに支払額」については、政府としては把握していない。

四について

令和二年四月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に係る対応については、地方公共団体において、必要と判断される場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用することが可能である。政府としては、地方公共団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による学校給食関係事業者への対応について（令和二年五月一日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）において、交付金の活用が想定される事例として、学校給食関連事業者等への応援事業を示すとともに、「本交付金の活用については、・・・学校給食用食材納入事業者への支援等に幅広く活用可能と考えられること等を周知している。

五について

国産農産物を含む学校給食等で活用する予定であった食品及び食材のうち、小学校、中学校等の一斉臨時休業等により未利用となっているものについて、「新たな販路へのマッチング等促進対策」により、通信販売サイトを通じて消

費者に販売する取組を支援することとしている。

六について

お尋ねの「学校給食の供給日数、年間を通じて、学校給食を実施する学校の設置者において決定されるものと認識している。

七について

生乳については、基本的に保存性が高い脱脂粉乳、バター等の乳製品を製造することによって需給が調整されることとなる。なお、脱脂粉乳については、在庫が過剰となり今後の需給調整に支障が出ないよう、飼料用等の需要がある分野での活用を推進しているところである。

八について

お尋ねについては、政府としては把握していない。

〔参照〕

六月十六日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第二十五号

令和二年六月十六日

午前十時開議

第一 平成三十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その１）（第百九十八回国会内閣提出、第二百一回国会衆議院送付）

第二 平成三十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その２）（第百九十八回国会内閣提出、第二百一回国会衆議院送付）

第三 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書
第四 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書
第五 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

明治三十五年三月十一日
郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二四二円 二二〇円